

平成26年 9月12日 開会

平成26年10月 1日 閉会

(定例第6回)

# 南部町議会議録

南部町議会議務局

南部町告示第85号

平成26年第6回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年8月26日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期日 平成26年9月12日

2. 場所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

白川立真君

三鴨義文君

米澤睦雄君

板井隆君

植田均君

景山浩君

杉谷早苗君

細田元教君

石上良夫君

井田章雄君

秦伊知郎君

亀尾共三君

真壁容子君

青砥日出夫君

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

平成26年 第6回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成26年9月12日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成26年9月12日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第6号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率について
- 日程第7 報告第7号 平成25年度決算に基づく資金不足比率について
- 日程第8 報告第8号 法人の経営状況について
- 日程第9 議案第55号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第10 議案第56号 平成26年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第57号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第58号 平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第59号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第60号 平成25年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第61号 平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第62号 平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第63号 平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第64号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第65号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第66号 平成25年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第21 議案第67号 平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第68号 平成25年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第69号 平成25年度南部町病院事業会計資本剰余金の処分について
- 日程第24 議案第70号 平成25年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第71号 平成25年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第72号 南部町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第73号 南部町の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第28 議案第74号 南部町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第75号 南部町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第76号 南部町社会教育委員に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第77号 南部町保育所条例の一部改正について
- 日程第32 議案第78号 南部町自然休養村管理センター緑水園条例の一部改正について
- 日程第33 議案第79号 南部町緑水湖湖面利用施設条例の一部改正について
- 日程第34 議案第80号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第81号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第82号 平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第83号 平成26年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第84号 町道路線の認定について
- 日程第39 議案第85号 町道路線の変更について
- 日程第40 議案第86号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告

- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第6号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率について
- 日程第7 報告第7号 平成25年度決算に基づく資金不足比率について
- 日程第8 報告第8号 法人の経営状況について
- 日程第9 議案第55号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第10 議案第56号 平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第57号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第58号 平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第59号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第60号 平成25年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第61号 平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第62号 平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第63号 平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第64号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第65号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第66号 平成25年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第67号 平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第68号 平成25年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第69号 平成25年度南部町病院事業会計資本剰余金の処分について
- 日程第24 議案第70号 平成25年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第71号 平成25年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第72号 南部町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第73号 南部町の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定に

ついて

- 日程第28 議案第74号 南部町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第75号 南部町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第76号 南部町社会教育委員に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第77号 南部町保育所条例の一部改正について
- 日程第32 議案第78号 南部町自然休養村管理センター緑水園条例の一部改正について
- 日程第33 議案第79号 南部町緑水湖湖面利用施設条例の一部改正について
- 日程第34 議案第80号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第81号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第82号 平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第83号 平成26年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第84号 町道路線の認定について
- 日程第39 議案第85号 町道路線の変更について
- 日程第40 議案第86号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について

---

出席議員（14名）

1 番 白 川 立 真君	2 番 三 鴨 義 文君
3 番 米 澤 睦 雄君	4 番 板 井 隆君
5 番 植 田 均君	6 番 景 山 浩君
7 番 杉 谷 早 苗君	8 番 細 田 元 教君
9 番 石 上 良 夫君	10番 井 田 章 雄君
11番 秦 伊知郎君	12番 亀 尾 共 三君
13番 真 壁 容 子君	14番 青 砥 日出夫君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

### 事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 岩 田 典 弘君  
書記 ————— 前 田 憲 昭君  
書記 ————— 石 谷 麻衣子君  
書記 ————— 小 林 公 葉君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 陶 山 清 孝君  
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 吉 原 賢 郎君  
総務課長 ————— 加 藤 晃君 行財政改革推進室長 ——— 三 輪 祐 子君  
企画政策課長 ——— 上 川 元 張君 防災監 ————— 種 茂 美君  
税務課長 ————— 岡 田 厚 美君 町民生活課長 ——— 山 根 修 子君  
教育次長 ————— 板 持 照 明君 総務・学校教育課長 ——— 福 田 範 史君  
病院事務部長 ——— 中 前 三紀夫君 健康福祉課長 ——— 畠 稔 明君  
福祉事務所長 ——— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 芝 田 卓 巳君  
上下水道課長 ——— 仲 田 磨理子君 産業課長 ————— 頼 田 泰 史君  
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

---

### 議長挨拶

○議長（青砥日出夫君） 平成26年9月定例会の冒頭に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

朝晩秋の気配が感じられるものの、蒸し暑さが残る毎日です。町民の皆様にもくれぐれも体調管理、健康管理に留意され、御自愛されますことを御祈念申し上げますところであります。

昨年7月15日には山陰地方は大雨となり、我が南部町にも大きな被害がありました。集落が孤立する状態が発生し、また床上浸水、床下浸水も発生し、さらに町の水道施設も被害を受け、給水車による応急給水という事態も起こりました。道路におきましては国道180号線では土砂崩れにより閉鎖になり、改めて自然災害のすさまじさ、そして常日ごろからの私たちの備えについての大切さを肝に銘じたところであります。

ことしにおきましては大雨警報が数回発令され、また大型台風も発生しましたが、幸いに我が南部町直撃と考えられた台風11号におきましても若干の被害で済み、胸をなでおろしたところであります。しかしながら、その後広島県におきましては大規模な土砂災害が発生し、多数の方、

73名、1人行方不明ということで、大変甚大な被害が起こっております。改めまして御冥福をお祈りしたいと思います。

国におきましては、9月3日に地方の活性化や人口減少などを食いとめるため、「まち・ひと・しごと創生本部」設置が閣議決定されました。ぜひとも、「豊かで元気な地方の創生」に向け、人口減少問題を初め、構造的な課題も取り組んでいただくように切にお願いをする次第であります。

本定例会におきましては、25年度決算認定、補正予算案、条例制定等の付議案件について御審議をいただく予定になっております。

後ほど町長から議案の内容について説明がございますが、議会といたしましては、町民の要望に応えるべく、提出されております諸議案に対しまして慎重審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願いをいたしまして、9月定例議会における議長の開会の冒頭の挨拶とさせていただきます。

---

#### 町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 9月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、日ごろは議員活動を通じまして町政の発展に御尽瘁をいただいております。おるわけございまして、まことにありがとうございます。

おかげさまでこの間、町内におきましては大きな事件や事故は起こらなかったということで安堵いたしておりますが、8月に実は6回大雨警報が発令になりまして、大変例年とは違った異常な雨に見舞われたわけでございます。幸いに、大きな災害はなかったということで安堵いたしておりますが、先ほども議長のお話にありましたように広島のほうで大変な災害が起きておりまして、御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

さて、この間、出生なさった方は19名でございます。そしてお亡くなりになった方が29名ということでございまして、8月末人口が1万1,424人ということで、前回報告よりも27人増加しておるということでございます。

それから、子育て支援に取り組んでおりますけれども、8月31日現在の就学前児童の状況は、461人ということになっております。今後は毎議会ごとに御報告を申し上げたいというように思っておりますが、こういうことで推移をいたしております。それぞれの皆様の健やかな御成長とそして心からなる御冥福をお祈りを申し上げる次第でございます。

本議会におきましては、平成25年度の各会計決算認定初め、26年度の一般会計補正予算な



ど、合計で32の議案を上程し、御審議をいただくわけですが、いずれの議案につきましても町政の推進にはぜひ御賛同いただきたい、御承認をいただきたいと、このように思っております。必要な議案でございますので、何分にもよろしくお願いを申し上げます、長丁場ですけれどもお疲れが出ませんように、よろしくお願ひして御挨拶にかえたいと思います。

---

#### 午後1時00分開会

- 議長（青砥日出夫君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成26年第6回南部町議会定例会を開会いたします。
- 直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。
- 4番、板井隆君、5番、植田均君。

---

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（青砥日出夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。今期定例会の会期は、20日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、20日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 議事日程の宣告

- 議長（青砥日出夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。
- 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

#### 日程第4 行政報告

- 議長（青砥日出夫君） 日程第4、行政報告を行います。
- 町長より報告を受けます。
- 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 行政報告を行います。

8月は例年になく雨が多く、全国各地で大きな災害が発生しました。南部町の状況をまとめて御報告を申し上げます。

先般の台風第12号でも四国地方を中心に平年の8月雨量の2倍から4倍の激しい降雨でありましたが、8月20日には広島市におきまして、複数の土砂災害によって本日現在で死者73名、行方不明者1名が出るなど、甚大な被害が発生し行方不明者の捜索が続いております。直線距離で130キロほどで近県でもあり、とても他人事とは思えません。お亡くなりになったお方の御冥福と被災された皆様へのお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、本町におきましては、8月6日未明から南からの湿った空気の流れ込みによって激しい降雨があり、大雨警報が発令されました。御承知のとおり、8月中では8月6日、7日、8日から10日、16日、17日、24日と6回もの大雨警報が発令されました。7日午後9時には法勝寺地区で時間雨量44ミリ記録し、床下浸水家屋が1件発生しましたが、西部消防の御協力により大きな被害には至っておりません。また、8日から10日におきましては台風11号の影響を受け、河川は増水し床下浸水家屋が発生するなど災害発生を心配しましたが、幸いに天候が回復するなどして大事には至らず安堵したところです。

この間の町の対応としましては、警報発令とともに警戒態勢に入り、防災無線による情報提供を行ってまいりました。また、特に台風11号接近の際は警戒本部を立ち上げ、消防団にも出動をいただき、災害発生に備えてまいったところでございます。

被害状況でございますが、道路のり面崩壊1カ所、被害想定額50万。6カ所の畦畔のり面崩壊におきまして被害想定額は220万、林道のり面崩壊1カ所、被害想定額700万でございます。今後においては、被害の未然防止、町民の安全・安心の確保のため、予防対策を初めとした適切な災害対応に万全を期してまいります。

なお、先般8月31日には土砂災害を想定し、職員の初動体制についての防災訓練を実施しました。議長さん、消防団長さん初め、西部消防、米子警察署、南部町消防団馬場集落、東西町地域振興協議会などの御協力と御参加をいただき、事前の災害想定を告知しない実践さながらの訓練で避難勧告、避難指示の発令まで行いました。臨場感があり緊張した訓練でしたが、それぞれに災害時の取り組みを再確認するなど、成果をおさめたと総括をいたしました。

なお、一昨日、9月10日でございますが、全国を対象とした激甚災指定の政令が公布されて、7月30日から8月25日の間の農地や農林道等の災害復旧に適用されることとなりましたので申し添えておきたいと思っております。

次に、総務省の所管するICT街づくり推進事業へ応募しておりましたが、採択となり、なんぶスマートライフ・プロジェクト推進事業として本年度に取り組みますので、御報告を申し上げます。

この事業は平成25年度補正予算で総務省が管轄し、マイナンバー制度導入を見据えた実証実験で、国が100%費用を負担し、南部町をフィールドとして実証実験を行います。経過を申し上げますと、6月上旬に中海テレビの秦野社長から、ケーブルテレビを利用しての総務省の事業への協力要請がございました。

南部町は、本年度から包括的な少子化対策に取り組んでいることや、高齢者の福祉の増進など、地域包括ケアシステムの構築に活用できると判断し、共同で実証事業に取り組むことといたしました。

事業内容については、子供の行動履歴がケーブルテレビやスマートフォンで家族がリアルタイムで確認できるということ、高齢者の体調や安否情報を健康管理センターでデータ監視し、緊急対応が必要な場合は24時間体制で駆けつけるというものです。

ほかに、災害時の安否確認や個人の日々の健康状態、健康診断履歴の閲覧も行うというものでございます。事業の提案書は町へのヒアリングで中海テレビさんがまとめ、内容について協議を重ね、7月上旬には私みずから総務相のヒアリングを受け、結果を待っておりましたが、8月21日に南部町を含め全国で5地域がICT街づくり推進事業の委託先に決まりました。今後準備を進め、来年3月末には実証実験を終わる予定でございます。

事業内容の詳細につきましては、今議会中に機会を設けていただきまして、御説明を申し上げたいと思います。以上、行政報告といたします。

---

## 日程第5 諸般の報告

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告いたします。

まず、全国森林環境税創設促進議員連盟定期総会について報告いたします。

去る7月17日から18日にかけて、全国森林環境税創設促進議員連盟定期総会が大分県日田市で開催をされました。西部地区からは、大山町、南部町、江府町、日南町4町の各議長が出席をいたしました。本議員連盟は、森林の公益的機能を持続的に発揮させるための森林、林業、山村対策の抜本的な強化を図る二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源として、全国森林環境税を創設し、国民的支援の仕組みづくりの構築を目指し、石油石炭税の税率を市町村が推進

するために必要な地方財源を確保するため、その税収の一定割合を市町村の森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を導入する税財源制度の創設を要請するとともに、新たに財政面での対応として、特に森林の荒廃が進む条件不利地域等において森林所有者の実質的な負担を求めない措置を講じるよう、全国の市町で組織されている促進連盟との一層の連携強化を図り、関係機関に強力に要請を行うこととして、次の事業を行う。

政府を初め、国会議員や各党都道府県連盟に対する要望活動、川上から川下への国民の理解を得るための活動、関係六団体への協力要請活動、都道府県未加入市町村議会に対する加入促進・組織拡大運動、林業関係団体及び経済関係団体等との連携、その他目的達成のために必要な事業を行うとしています。

大会宣言を行った後、九州大学大学院農学研究院の佐藤宣子先生の「山村の存在が問われる時代」を演題として講演がありました。総会内容、その他につきましては、閲覧に供してありますので、事務局のほうでござんいただきたいと思えます。

7月22日、西部町村議会議長会臨時総会並びに連絡会議がありました。平成25年度事業報告、25年度歳入歳出決算認定について、その後、連絡会がありました。県の議長役員会の報告、役員会、役員報告、西部広域行政管理組合議会の議員の選出について、議長会、行政調査について、自治功労者表彰式議員研修会について、正副議長会について、研修について、また研修の精算についてということで会が開かれております。

続きまして、西部町村議会正副議長局長研修会。7月25日に南部町において西部町村議会正副議長局長研修会が開催されました。本研修会におきましては、各町村議会から提出を受けた、實際上起こった議会運営上の諸問題などについてを研修問題として、その研修問題についての考え方、実際上の運営及び運営に関する注意点などについて、各町村議会からの意見を闘わせ、最後に鳥取県町村議会議長会事務局からの考え方・助言を得ることとして実施をいたしました。この研修会をもととし、さらに発展させ、より効率的かつ民主的な議会運営を図ることとしております。これで報告を終わります。

次に、8月の25日から27日にかけて、西部町村議会議長会行政調査が行われました。場所は、茨城県八千代町のグリーンビレッジにおいて研修視察を行いました。研修には町長、議長様を初めとして4名の担当者の方が対応していただきました。

内容としては、滞在型市民農園のクラインガルテン八千代の事業内容・目的など、説明後視察を行いました。地理的利点から、東京、首都圏から1時間で着くクラインガルテンのいわゆる小さな村、グリーンツーリズムにおいて非常に話題になっているところではありますが、やはり地域

柄でありましょう、本町とは違った方々、また都市圏にお住まいの方々が借りておられます。

事業の目的としては、近年、都市住民において、自然や農村が持つ安らぎ・ゆとりへの意識の高まりを受け、グリーンツーリズムに対する関心が大きくなってきている。八千代町において、本町の都市農村交流の拠点として整備された農村公園、八千代グリーンビレッジに隣接して、滞在型市民農園を整備し、地域ぐるみで都市住民との長期交流活動を展開することにより、八千代の農を都市住民に周知させるとともに、産地直売への対応などで消費者ニーズを踏まえた生産体制の構築を推進し、地元農業の振興と農村の活性化を図っていく。また、農村と都市との間に顔の見える関係を構築することで食の安心・安全の確保に寄与し、食と農の再生プラン実現の一助とすると位置づけておられました。

次の日には、26日には、千葉県東庄町、歴史を活用した地域活性化ということで行政調査を行いました。東庄町は首都東京より80キロ圏内にあり、千葉県の北東部に位置する水郷筑波国定公園の一角にある地域で、人口は1万4,000人余りと、我が町と3,000人程度の違いではありましたが、豊かな田園の広がる平野であり、近年では歴史だけではなく、大相撲の夏合宿、ラジコン航空ショーなど、1万8,000人という多くの集客を集めるイベントも開催しているということでした。その他、天保水滸伝の主人公である笹川繁蔵の活躍の地が東庄町であり、多くの遺跡や石碑があり、当時の様子をしのぶことができる地域でもありました。非常に産業は農業と田畑が多かったわけですが、やはり1戸ずつの面積が格段に違うということから考えますと、なかなかそれをもって南部町と対比するという事は難しい研修ではなかったかなというふうに思っております。

続きまして、自治功労者表彰、西部町村議会議員研修会。9月2日、大山町「生活創造館わくわくホール」において、西部町村議会議長会による自治功労者表彰式、町村議会議員研修等が開催されました。

自治功労者表彰式におきましては、南部町からは秦伊知郎議員が議会議員として18年以上、杉谷早苗議員と景山浩議員が11年以上の議会議員として御活躍され、受賞されております。この受賞を契機に、南部町民のためにさらに一層の御尽力をいただきますようお願いをいたします。

議員研修としましては、鳥取県副知事、林昭男氏から「活力あるふるさと地域の資源を活かす」の演題で、地域をいかに活力あるものにするかについて講演をいただきました。人口減少、少子高齢化社会の到来による人口推計及びこれに伴う影響と人口増加策の必要性、またこれに伴う「まち・ひと・しごと創生本部」の設置への国の動き、鳥取県への移住・定住のための推進交付金等推進策及びその効果、若者の県内就職、いわゆるI・J・Uターンの促進策、子育て王国

とっとりとしての具体的な施策及びその効果として合計特殊出生率が、平成20年の1.43から平成25年では1.62となり、全国第7位となったことの報告、人口減少、少子高齢化社会の到来による県財政への影響など、そして中国地方・日本における交通ネットワークの状況、ICT技術の動向など、幅広い分野において説明をいただきました。

この講演により、改めて「南部町の少子化対策事業」の必要性を認識した次第であります。以上で報告を終わります。

次に、議員からの報告を受けます。

議会地方行政調査、板井隆君。

4番、板井隆君。

○地方行政調査特別委員会委員長（板井 隆君） 行政調査特別委員長、板井隆です。去る7月1日から3日まで、北海道の旭川市周辺の美瑛町、東川町、滝川市の行政調査を行いましたので、報告いたします。

まず、美瑛町ですが、南部町の約6倍の面積で、人口はほぼ同数であった町でした。近年、町の基幹産業である農業の畑作地帯が織りなす農村景観が「丘のまちびえい」として注目を集め、年間150万人の観光客が訪れる町でした。

美瑛町では、少子化対策と地域おこしとしての介護事業について説明を受けました。

まず、少子化対策としては、小学校入学時に学用品、また、中学校入学時には指定の制服やジャージなどを1組贈呈をしたり、また、15歳になった年度の末まで対象に医療費などの助成、そして学校給食の無償化など、子育て世代への助成制度が設けてありました。

また、地域おこしとしての介護事業として、町内を4圏域に分けて地域密着型サービスの整備がされておりました。今年度開設された小規模多機能型居宅介護施設には、地域交流室や託児スペースなどを配置して地域サロン機能を持たせることで、子供と高齢者との交流の場を設けることで地域振興につながる工夫がなされておりました。

次に、東川町ですが、北海道のほぼ中央に位置し、人口は約7,800人。「写真の町ひがしかわ」をキャッチフレーズに、写真甲子園には全国から多くの高校生が参加をしているという説明がありました。道北の中核市、旭川市の中心部や、旭川空港から近郊地点にあり、北海道でも少ない人口増加自治体となっていることから、東川町の若者定住施策と地域産業振興について説明を受けました。

最初に、若者定住施策としてマイホーム建築支援事業。これは町が緑を生かした宅地を造成し、住宅景観を形成し、東川風住宅の認定を受けた住宅に対しての補助制度がありました。

また、賃貸共同住宅建設など支援事業。若者移住ニーズに応えるために民間アパート建築及び既存アパートの低価格化を推進する民間企業への補助事業がありました。

また、婚姻届、出産届を町のオリジナル台紙とセットして届け出をされたお二人に記念品を残すというような変わった発想などもしておられました。

地域産業振興策として、地場産業である木工業の推進施策として、命ことほぐ「君の椅子」と命名された、これは町で生まれた赤ちゃんに「君の居場所はここにあるよ」という気持ちを伝え、「生まれてくれてありがとう」という思いを託した世界でたった1つの椅子をプレゼントしておられました。

また、東アジア地域交流促進協議会にも参加をしておられ、台湾、韓国、中国、タイなど発展著しい東南アジアの活躍をまちづくりに生かすために結成された。現在、町内の専門学校の空き教室や学生寮を活用して日本語研修生を受け入れておられました。

最後に、副町長は、日本の人口は減少している。今後不足する労働力をこの研修生が今後の日本を支えてくれることになる、そんな人材を育てる先駆自治体としてなっていくと、力強く説明をされたことが印象に残りました。

最後に、滝川市です。石狩川と空知川に挟まれた平野部に広がっておりました。人口は約4万2,000人です。滝川市では農業施策で6次産業化の推進を進めておられると聞き、行政視察を行いました。

滝川ならではの特徴ある農産物のブランド化を進めるため、「滝川地産地消ふるさとづくり協議会」と連携をし、農産物の直売イベントの開催や親子で参加する収穫体験や料理教室などの開催をして、また地産地消に積極的に取り組む飲食店や加工業者などを「たきかわ地産地消認定店」として認定し、地元食材の一層の利用拡大を図る施策を行っておられました。結果、農産物の生産から加工による商品化で6次産業化までを行う農園食堂や農産加工グループも年々増加していると説明を受けました。

それぞれの自治体がさまざまなアイデアを出し、誇りと魅力あるまちづくりで問題解決に努力しておられる姿に共感を持った行政調査でした。以上、行政調査報告といたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、議会民生教育常任委員会と教育委員との懇談会を報告を受けます。井田章雄君。

10番、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長の井田であります。去る8月8日、民生教育常任委員会での試みとして、民生教育常任委員会委員と教育委員会委員との懇談

会を開催いたしました。

このことは議会議員と教育委員とがお互いに協力し、町の宝である「南部町の子供」を、いかにして協力して支えていくかを話し合ったところでございます。

議員からは、教育委員会制度がどのように変わるのか、学力テストの公表のデメリットやその分析、そして、その分析結果をどのようにしていくのか、また、人権教育の大切さ、不登校問題、ALTの制度をどのように活用しているのか、また修学旅行の取り扱いについてどのように考えているのかなどでございます。

教育委員からは、地域力の問題、学校修了後の就職の問題、生きる力について、また乳幼児期の大切さ、ALTの教育面での成果などで幅広く話し合ったところでございます。

いずれにしても、最後に、議会議員と教育委員とがお互いに協力し、「南部町の子供」をさらに支えていくことが大切であるということで意見の一致を見たところでございます。以上、報告といたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合定例議会について、米澤睦雄君。3番、米澤睦雄君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。平成26年第2回南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会について報告いたします。

去る8月19日、平成26年第2回南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会が開催されました。定例会に提出されました議案は、平成25年度歳入歳出決算の認定と、平成26年度補正予算（第1号）の2議案であります。

平成25年度歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額1億4,832万1,014円、歳出総額1億3,531万3,455円、差し引き1,300万7,559円、実質収支額も同額の1,300万7,559円でありました。

歳入における分担金は、南部町6,841万9,608円、伯耆町3,988万392円で、合計1億830万円でありました。平成24年度と比較しまして83万9,000円の増で、主に施設の老朽化に伴う計画外の修繕費の増額によるものであります。

ごみの搬入量につきましては、全体で3,888.3トンと前年度と比較しまして134.9トンの増でありました。特に直接搬入量が129.1トン増加しているところであります。今後ごみの減量化、分別化に向けた対策の取り組みを図っていくことが求められます。また、施設の計画的な修繕による延命化も求められているところでございます。賛成6、反対1の賛成多数で認定されました。



次に、平成26年度補正予算（第1号）につきましては、歳入で前年度繰越金の増額、歳出でコンピューターの故障によるシステム更新、予備費の増額など、歳入歳出それぞれ800万7,000円を増額し、予算総額を1億4,849万7,000円とするものであり、賛成7の賛成多数で可決されました。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、南部箕蚊屋広域連合定例議会、井田章雄君。

10番、井田章雄君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（井田 章雄君） 10番、井田でございます。南部箕蚊屋広域連合議会8月定例会の報告をいたします。

去る8月22日、南部箕蚊屋広域連合議会が開催され、平成25年度一般会計決算、介護保険事業特別会計決算並びに平成26年度一般会計補正予算案、介護保険事業特別会計補正予算案が提案されました。

平成25年度一般会計決算は、歳入総額4億8,223万9,563円、歳出総額4億7,960万4,330円で、差し引き繰越額263万5,233円です。歳出は特別会計への繰出金の増や定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設に伴う事業所補助や小規模多機能事業所廃止に伴う返還金による民生費の増加が主なものです。

平成25年度介護保険特別会計決算では、歳入総額26億2,377万2,003円、歳出総額25億7,540万2,313円で、差し引き繰越額は4,836万9,690円であります。介護給付費は25億3,256万4,000円と、前年度と比較して2,769万、1.1%減で、平成25年度の介護保険事業計画値に対して95%の執行であります。

平成26年度一般会計補正予算は、補正額2,234万9,000円、歳入歳出の総額をそれぞれ4億9,859万9,000円とするもので、ナンバー制度のためのシステム改修費、そして介護システム補助金、決算に伴う町村負担金、低所得利用者負担対策事業補助金などの返還金であります。

平成26年度介護保険事業特別会計補正予算では、補正額5,195万、歳入歳出の総額をそれぞれ28億2,045万とするもので、国庫支出金、県支出金の返還金、町村負担金の給付費、事務費分の返還金であります。

採決の結果は、決算においては総務民生常任委員会に付託、審査された結果、本会議で認定され、補正予算も可決されました。

続いて、議会議員からは、委員会条例の一部改正、会議規則の一部改正、地方行政調査についての発議案が出されました。

委員会条例の一部改正につきましては、議会運営委員会に総務民生常任委員長も含める、現在4人を5人とするための改正を行うものであります。

会議規則の一部改正につきましては、質疑の回数を現在2回を3回に改正するものであります。

次に、地方行政調査につきましては、予防モデル事業として支援を3期に分けて工夫を行っておられます奈良県生駒市について調査するものであります。以上、南部箕蚊屋広域連合議会報告といたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、鳥取県町村議会広報研修会、景山浩君。

6番、景山浩君。

○広報調査特別委員会委員長（景山 浩君） 広報調査特別委員長、景山でございます。去る8月28日に、三朝町のブランナルみささにおいて開催されました鳥取県町村議会広報研修会に広報調査特別委員会委員7名で参加をいたしました。

当日は、全国広報コンクール広報紙部門審査員で、グラフィックデザイナーの長岡光弘氏を講師に迎え、「議会広報における紙面表現の基本」と題した講演並びに希望町村の議会広報紙を講評する広報紙クリニックが行われました。

講演では、グラフィックデザイナーらしい視点から、見出し、リード、小見出しなどの活用の仕方や適切な字体の選択、文字組みなどのレイアウトフォーマット、ビジュアル素材の活用など、非常に興味深く参考になるお話がありました。

第2部の広報紙クリニックでの、我々なんぶ議会だよりに対する講評では、おおむねよくまとまってはいるが、部分的にアクセントをつけ過ぎのページや1行の文字数が多過ぎて、視認性、読みやすさに難がある箇所、また小見出しをつけたほうが一目で記事内容をつかみやすく、より読者に親切だと思われる箇所等の指摘を受けました。今回の指摘や他町村の好事例を参考に、さらに読みやすく魅力ある議会報となるよう努めたいとの思いを新たにしました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 次に、平成26年度第2回市町村議会議員特別セミナー及び平成26年度市町村議会議員研修（地方財政制度の基本と自治体財政）について、景山浩君。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山でございます。8月4日、5日に開催された平成26年度第2回市町村議会議員特別セミナーと、同月20日から22日に開催された市町村議会議員研修（地方財政制度の基本と自治体財政）の2本の議員研修を受講させていただきました。

特別セミナーでは、2025年問題を踏まえた社会保障制度、障がい者の就労事業の経営事例、

子ども・子育て支援新制度、そして子供のことを真ん中に考えた町政運営事例と、非常に時宜を得た内容でした。

社会保障制度の展望では、基礎自治体の消滅可能性が言われる中、人口動態に関する推計や地域の人口減少により、維持が困難になって失われていくであろう医療や生活関連サービスに関する考察とともに、既に国の一般会計を上回り、年間120兆円にまで増加している社会保障給付費を国はどのように考えているのかというテーマでの講演がありました。

地方財政制度の基本と自治体財政を学ぶ研修では、南部町の決算カードのデータを使った事前課題が課され、地方財政制度に関する講義、財政健全化への取り組み事例とともに、グループ演習が行われました。

地方財政計画と地方交付税の講義では、決算カードの見方のポイント、国の財政状況と地方交付税、臨時財政対策債の動向などの説明があり、それを踏まえて市町村の決算カードの演習へと移行しました。演習では、財政健全化への事例発表を行われた兵庫県川西市理事の松本氏より、南部町の指標に対する感想として、数値的には大きな問題はないものの、財政力指数から算出した適正実質公債費比率の目安からは、平成24年度の数値、この時点では13.6%でしたが、これに対して財政力指数からの算定数値としては11.8%というものが出ておりましたので、まだ2%程度高い状況であり、より一層の健全化努力を図りたい。また、人件費比率をかなり低く抑え込んであり、努力の跡が見受けられるが、今後のさらなる健全化には次の手を考える必要があるので、決算の区分ごとの構成比と経常収支比率について、類似団体との比較、検討をし、参考にされたいとのアドバイスをいただきました。

2つの研修ともに市町村議会議員として、これからどのような視点で行政運営を見ていくべきかを示唆する非常に有意義な研修であったと思います。以上で報告を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第6 報告第6号 及び 日程第7 報告第7号

○議長（青砥日出夫君） お諮りいたします。この際、日程第6、報告第6号、平成25年度決算に基づく健全化判断比率について及び日程第7、報告第7号、平成25年度決算に基づく資金不足比率についてを一括して報告を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 町長より報告を受けます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。報告第6号、平成25年度決算に基づく健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告するものでございます。

はぐっていただきまして、平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告書でございます。これより、各指標について御説明をいたします。平成25年度決算について計算しましたところ、いずれの指標につきましても早期健全化基準を下回りました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、これについては南部町に赤字がある場合の割合を示す指標でございますが、赤字はございませんので両指標につきましても結果としてございません。

次に、実質公債費比率、将来負担比率でございますが、これは南部町の借金の現在状況や、今後どのようなかをあらわす指標でございます。平成25年度は実質公債費比率11.9%、将来負担比率33.3%と、いずれも早期健全化基準指標の25%、350%を下回っており、問題ございませんでした。

続きまして、報告第7号、平成25年度決算に基づく資金不足比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告いたします。

はぐっていただきまして、報告書でございます。平成25年度資金不足比率報告書でございます。決算に基づきまして資金不足比率を算定しました結果、各特別会計とも資金不足はなく、したがって資金不足比率もなく、経営健全化基準の20%を下回っておりますので、問題はございませんでした。以上で報告を終わります。

ちなみに、説明資料をつけておりますので、そちらのほうもまたごらんいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） これで報告第6号、平成25年度決算に基づく健全化判断比率について及び報告第7号、平成25年度決算に基づく資金不足比率についてを終わります。

---

## 日程第8 報告第8号

○議長（青砥日出夫君） 次に、日程第8、報告第8号、法人の経営状況についての報告を受けたいと思います。

西伯郡南部町土地開発公社、株式会社緑水園、一般財団法人南部町農村振興公社、南部・伯耆地域振興株式会社について、町長から報告を求めます。

企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。平成25年度の南部町土地開発公社の経営状況を御報告いたします。これは5月27日の理事会で承認をいただいているものでございます。

資料の1ページをお開きいただけますでしょうか。そちらに概況を記載しておりますけれども、その中の特記事項でございます。

平成19年度からミトロキリサイクルセンターで残土の受け入れを行ってまいりまして、25年度の実績は7万7,621立米、累計で47万1,729立米となり、計画の49万立米にはば達しましたので、26年3月末で残土の受け入れを終了いたしまして、今後は残工事を実施して町に引き渡すこととしております。

資料の7ページを見ていただきますと、25年度の収支決算書をおつけしております。25年度の収入額9,489万6,943円に對しまして、支出額が7,126万7,703円ということで、差し引きますと2,362万9,240円の利益となっております。今年度は残土の受け入れ収入はございませんので、これと前期の、前の期の繰越準備金が2,100万ほどございますので、合わせまして4,500万円余りを原資として残工事をを行うこととしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。株式会社緑水園の経営状況について報告をいたします。南さいはく自然休養村管理センター緑水園ほか、周辺施設の管理運営が主な事業でございます。

平成25年度は、国内景気が上向くに従い、8月ごろから売り上げが伸び、年間で600万円の売り上げ増となりました。特に鳥取県南部町のふるさと納税が好調だったことにより、ぼたん鍋セット約1,000セットを売り上げたことが大きな要因となりました。今年度は、本格的に稼働したイノシシ解体処理施設からイノシシ肉4,500キログラムを受け入れ、ボタン鍋に加えて緑水園の宴会や食堂にイノシシ肉を使ったメニューの提供と、新たにししマンの製品化を行いました。利用人数は、緑水園が1,085人の減、周辺施設を含めましても554人の減でございました。

4ページの損益計算書をごらんください。純売上高から売上原価を減じた売上総利益は、9,984万6,971円でございます。

販売費及び一般管理費は、1億421万9,402円かかっておりますので、当期は437万

2, 431円の損失でございました。これに営業外収益、営業外費用を差し引きいたしますと、当期は36万7, 041円の損失となりました。

3ページに戻っていただきまして、貸借対照表をごらんください。繰越利益剰余金はマイナス18万1, 659円になります。資本金を含めた純資産の部合計は、981万8, 341円でございます。

販売費及び一般管理費の内訳につきましては、5ページに記載しておりますとおりでございます。

続きまして、一般財団法人南部町農村振興公社の経営状況の報告をいたします。公社の主な事業といたしましては、農作業の受託及び再委託に関する事業、特産品の開発事業と食材供給事業を行っております。

農産物の受託及び再委託に関する事業の内容でございますけれども、水稻、大豆、ソバ作業の受託及び水稻作業の一部を担い手農家へ再委託を行っております。

作業量につきましては、2ページに記載しておりますとおりでございます。天候の不良で減少したソバの刈り取り作業以外は、各作業とも前年よりも作業量がふえております。食材供給事業は、給食センター、ゆうらく、祥福園、西伯病院、保育園に地元の食材の供給を行っております。

5ページの正味財産増減計算書をごらんください。経常収益は、農作業受託収入、受取補助金などで、経常収益の合計は2, 423万2, 506円でございます。

経常費用は、事業費、管理費などで、次のページになりますけれども、中ほどに経常費用の計として、1, 477万1, 126円でございます。

経常外収益、経常外費用ともございません。

当期一般正味財産増減額は、946万1, 380円を計上しております。

4ページの貸借対照表に戻っていただきまして、前期と合わせて一般正味財産の期末残高は、959万7, 977円になります。

減価償却費の期末帳簿価格、町からの補助などを合わせて正味財産合計は、2, 428万5, 389円でございます。

続きまして、南部・伯耆地域振興株式会社の経営状況を報告させていただきます。特産センター野の花の管理運営が主な事業でございます。

とっとり花回廊の集客数が、鳥取道、松江道の開通や出雲大社の遷宮などの影響のため、繁忙期を含んだ4月から11月の来客数が前年よりも3万1, 000人ほど少なくなりました。しかし、暖冬だった影響で冬のイルミネーションが好調だった結果、年間集客数は前年度よりも10

0人ほど下回って34万2,000人程度でございました。

特産センター野の花におきましても来客数が伸びず、苦戦を強いられた1年でございました。農産物の販売のほうに関しましては、繁忙期には花回廊同様、来客数が減少して売り上げが少なくなりまして、反対に冬の時期につきましては、売る農産物のほうが少なく、農産物の売り上げといたしましては、前年比68.7%という結果になりました。冬のイルミネーションに合わせて花回廊内で飲食販売を行って、最終的に年間の売り上げ損益は前年比96.2%となりました。

5ページの損益計算書のほうをごらんください。売上総利益は、816万961円でございます。

販売費及び一般管理費が1,417万5,006円かかりましたので、経営損益は601万4,045円の損失でございました。それに営業外収益、営業外費用を差し引きいたしますと、今期は97万5,034円の損失となりました。

4ページに戻っていただきまして、貸借対照表をごらんください。繰越利益剰余金は、マイナス966万4,816円になります。資本金を含めた純資産の部合計は、1,083万5,184円でございます。以上で産業課所管の法人の経営状況の報告を終わらせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） これで報告第8号、法人の経営状況についてを終わります。

---

#### 日程第9 議案第55号

○議長（青砥日出夫君） 日程第9、議案第55号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 失礼します。病院事業管理者です。議案第55号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり医療事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

1つ、損害賠償の額。165万2,810円。

2、相手方。南部町在住の個人。

3、医療事故の発生とその後の概要。平成25年2月18日、上部消化管内視鏡検査の施行により胃がんが発見され、手術目的に同年4月22日入院。同月23日に腹腔鏡下幽門側胃切除術

を施行した。

術後、同年5月3日に吐血され、その後絶食、輸液等の投与により、同月7日に止血が得られたことを確認したが、同日13日午前に再び吐血され、胃内に大量の出血の確認と、血圧低下により止血困難と判断し、同日午後0時55分ごろから緊急開腹手術を開始し、凝血塊の除去及び止血部位と想定される胃十二指腸動脈の縫合止血を行った。当該手術終了後、ICU管理が必要と判断し、同日鳥取大学医学部附属病院に緊急搬送し入院に至るも、出血の継続が認められることから、同月14日同病院において再手術を行い、縫合部の縫合不完全を確認し、再建がなされた。

その後、同年6月20日に本院転院となり、同年7月31日退院。通院治療を得て、平成26年6月12日治癒に至った。

このたびの縫合不全や不測の合併症は、術前説明を行っているが、二度の開腹手術の施行により、合併症の程度が相手方の予想を超えていたこと、また治療期間も長期化したことなど、相手方の心身に負担をおかけしたと判断し、和解の相手方に対し、賠償金を支払い、和解しようとするものです。

4、和解の概要。和解の条項は次のとおりである。（1）本件医療についての一切の賠償金として、165万2,810円を相手方、指定する口座に振り込む方法により至急支払う。

（2）本件に関する一切が円満に解決したこと及び本件に関し、この条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対して質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、議案に西伯病院の医療事故に対して、和解及び損害賠償の額を定める議案が上程されてきて、きょう決をとるということになっています。

先ほど議案の内容をお読みいただいたのですが、その中の3点目、医療事故の発生とその後の概要の中で読まれた中では、ここに書いてあることは、医療事故により治療期間が長期化し、相手方の心身に負担をおかけしたと、こういうふうに捉えるべきだというふうに考えるのですが、医療事故が起きて和解及び損害賠償の額を定めることになったというふうに書いてあるわけです。

そこでお聞きいたしますが、発生とその後の概要については読まれたのですが、今回の医療事故が起こった原因を何だと考えているのか。

2点目、その事故が起こったことについて、責任者である西伯病院の管理者と、町が設立しておりますから、町長、この点についてどのように考えているのか。



3点目、今後の対応策として、いわゆる事故は起こり得るかもしれないが、防いでいかなければならない内容ですよね。今回起きたこと、幸いにも命に別状なかったことですから、御負担をおかけしたことを町としてもおわびして、これを教訓にしてどのような対応策をとっていかうとしてるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 病院事業管理者です。まず、1点目のこの事故をどのように捉えてるかという御質問でございますけれども、今回病院のほうからお願いしておりますのは、腹手術においては合併症の発生は、ある程度想定されて言われていますけれども、このたびの事案については、結果的に3回の手術を行わざるを得なかったことについて、損害会社の顧問医の意見によれば、あくまでも推測に基づく指摘ではありますが、本院の責任が生ずる可能性が指摘されています。したがって、その責任の意味では、本院としては医療事故と捉まえ、結果的に医療機関が長期化したことによって、患者さんに心身ともに御負担をおかけしたということで賠償金を支払い、和解をお願いするところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 病院事務部長でございます。真壁議員の今後の対応策ということでございますけれども、このたびの事案につきましては、病院の全体で重く受けとめてございます。今後につきましては、患者様に対しましては一層わかりやすい丁寧な説明を行うことは当然でございますが、本院の全ての医療従事者がその分野のスペシャリストとして、知識、技能を常に学び続けながら、向上を図りながら、患者様のまさに疾患や症状に応じたリスクも常に予測をしながら、速やかな対応によりまして患者様の安全・安心な医療体制をさらに整えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。（「町長、町長」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 何があった、町長。（「町長だけ」と呼ぶ者あり）町長の何だった。町長の所見。（「うん、所見。町長の責任だと言ってるの。町のほうに責任があると」と呼ぶ者あり）

坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 開設者としてどうかということですが、残念ながら結果だったなということですが、幸いに命にも別状がなかったということでよかったと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私たちもこの和解と損害賠償の額を定めることについては、議決にはきちっと応じていかなきゃならないというふうに思っているんですよ。そこで町長、足を引

っ張るようではないんですけれども、病院側は立場としては苦しいながらも、推測だけでも顧問医の指摘によれば本院の責任だと。そういうことで医療事故というふうに言っていると思うんですね。それで、残念だと言うんですけれども、私は、ここでは開設者である町長ですね、住民に責任を持つ町長とすれば、病院と町を代表してやはり医療事故起こったことについて、住民とその患者さんに対して、おわび、謝罪が要ると思うんですよ。スムーズにこれを議決していくためにも、少なくともこういう議会の場で、町長の私は、この起こった事故に対しての開設者としてのおわびですね、それが要ると思いますが、どうでしょうか。していただきたい。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。個人的には親しい人ございまして、口頭でお見舞いは申しあげましたけれども、開設者としてそういうことではないというように理解しております。これはあくまでも病院の管理の中で対応していただくべき課題ではないかと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私たちは、本人にやっぱり心労と長期にわたる心労かけているから、和解に応じてくださることについては、議会、町としても感謝しなきゃならないし、損害賠償についても速やかにしていかないといけないというふうには思っているんですよ。しかし、町長、先ほどの答弁でいえば、あなたにとって町民が親しかろうが親しくなろうが同じように対応しないといけないと思うんですね。開設者として言うことがないではなくて、町として西伯病院がある限りは、こういう医療事故を起こして申しわけなかったというふうには、やはり町長はそういう姿勢をとらなければいけないし、私はとっていただきたいと思うんですよ。これはこの医療事故をなくしていくために、町の姿勢としても大事なことはないかと思うのですが、私は何ら町長が、これは開設者としてすることではないというふうに言うことではないし、もし開設者がそういうことをすることでないと思うのであれば、誰がこの医療事故に責任を持つべきだというふうに考えて、どういうふうにしなきゃならないと考えているんですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど申し上げたとおりございまして、病院の起る管理運営に係る件につきましては、病院管理者を置いてやっておる建前でございますから、当然病院のほうで対応していただくべきだというように思っております。開設者としてというより、町長としては当然、町内で起こったことございまして、これは残念に思っておりますし、申しわけない気持ちはございますけれども、具体的には病院のほうで対応していただくということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 事業管理者でございます。私も町長から西伯病院の責任者として任命を受けておりますので、このたびの件につきましては全面的に西伯病院に責任があると考えておりますし、先ほど中前事務部長のほうから申しましたように、今回のこのような事故が二度と起きないように病院としても全力で対応していきたいし、また町民の皆さんに安心・安全として信頼される病院をさらに目指していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 1点だけちょっとお聞きしたいと思います。

この私もちょっと医療関係にずっと従事した経験上、この賠償金165万2,810円、えらい少ないなと。だって、ほとんどは保険で出るとは思いますけども、少ないなとは自分自身は思っております。この根拠については、ただ全協でお聞きしましたけども、もうちょっと頑張って保険のほうから云々とかなかなかならなかった、いろんな手術するときこういうことがありますよということで署名はされていると思いますけども、これについての病院として妥当な金額っていやあそれまでですけど、もうちょっと多くならんだっただろうかなと思いますけども、その件について一言お聞きしたいですが。

○議長（青砥日出夫君） 病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 事務部長でございます。賠償金の額ということでございますけれども、全協のほうでも御説明させていただきましたように、本院が加入をする損保会社の意見も参酌をしながら、やはり病院、あるいは住民の皆様方に対しても、やはりわかりやすい額の提示という意味では、一つのよりどころの基準といいたいまいしょうか、そういうものが必要であると、私のほうは病院としては認識をしております。そういう意味では、御説明申し上げましたように、損保の基準に基づきます額でひとまず患者様のほうには御理解をいただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第 5 5 号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

議案第 5 5 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 1 0 議案第 5 6 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1 0、議案第 5 6 号、平成 2 6 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 病院事業管理者でございます。議案第 5 6 号、平成 2 6 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）について御説明させていただきます。

総則。第 1 条、平成 2 6 年度南部町の病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

まず、収入でございますが、第 1 款病院事業収益は、第 2 項医業外収益にて 1 6 5 万 3, 0 0 0 円を増額し、2 4 億 7, 5 7 1 万 3, 0 0 0 円とするものです。

支出につきましては、第 1 款病院事業費用のうち、第 2 項医業外費用を 1 6 5 万 3, 0 0 0 円増額し、2 5 億 6, 3 4 2 万 6, 0 0 0 円とするものです。これは議案第 5 5 号で御承認をいただきました議案にかかわる予算をお願いするものでございます。

次に、3 ページをごらんください。平成 2 6 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）実施計画でございます。収入の補正額 1 6 5 万 3, 0 0 0 円は、第 2 項医業外収益、第 4 目その他医業外収益に受けるものでございます。

支出のほうでございますが、第 2 項医業外費用、第 3 目雑支出に 1 6 5 万 3, 0 0 0 円を増額するものです。

詳細は、7 ページの平成 2 6 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）見積書をごらんください。

なお、収入及び支出が同額でございますので、キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表に影響はございません。以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第56号、平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第56号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第57号 から 日程第40 議案第86号

○議長（青砥日出夫君） お諮りいたします。この際、日程第11、議案第57号、平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第40、議案第86号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程第11、議案第57号から日程第40、議案第86号までの提案説明をお願いをいたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。それでは、平成25年度一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず、その前に資料の確認をしたいと思います。議案書、それから歳入歳出決算書、これですね。それから、A3判の決算資料、この3つに基づいて行いますので、よろしくお願いたします。

そういたしますと、議案書のほうでございますが、4ページでございます。議案第57号、平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算を別紙

監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書のほうを、105ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額72億7,971万9,390円、歳出総額70億6,460万4,974円で、差し引き額は2億1,511万4,416円。翌年度へ繰り越すべき財源は、5,478万1,335円を差し引きまして、実質収支額につきましては、1億6,033万3,081円となりました。

A3判の決算資料のほうをごらんいただきたいと思いますが、1ページ目の一般会計の説明文、そこに書いてありますが、その4行目になります。前年度の実質収支を差し引いた単年度収支、これは2,577万4,919円の赤字となっております。表のほうにあります。単年度収支額のところを見ていただきますと、平成25年度金額を上げております。この金額から財政調整基金への積立額を加算いたしまして、財政調整基金の取り崩し額を差し引いたものに繰り上げ償還額を加算して求めました実質単年度収支は、2,458万2,210円の赤字となっております。ただ、これは赤字といいますが前年度繰り越し等がございますので、その分を加えますと黒字の決算となっておりますのでございます。

それから次に、歳入の状況について説明いたします。まず、決算書のほうにお戻りいただきまして、2ページ目をお開きください。不納欠損額と収入未済額につきまして御説明いたします。

まず、不納欠損額でございますが、町税が541万4,558円となっております。収入未済額につきましては、町税が5,181万1,756円。

分担金及び負担金728万5,974円。

次の4ページになりますが、上のほうですね、使用料及び手数料が520万3,795円。

それから、下段のほうになりますが、諸収入が5万1,192円。

合計いたしますと、6,435万2,717円となりました。

たびたび申しわけありませんが、A3判のほうの決算資料の3ページのほうをお開きいただきたいと思いますが、歳入の状況につきまして説明いたします。昨年度と比較いたしまして、増減の主なものを説明させていただきたいと思いますが。

まず、自主財源でございます。町税が前年比1,673万3,000円減少いたしまして、9億1,865万8,000円となりました。これは主に法人町民税の減によるものでございます。

分担金につきましては、1,193万1,000円減少いたしまして、1億2,537万8,000円となりました。これは主に事業の終了に伴います分担金の減でございます。

財産収入が1億5,820万1,000円の減額で、5,574万6,000円となっております。これは24年度には、伯耆の国へ土地を売却したものがあつたためでございます。昨年

はなかったということで大きな減額になっております。

寄附金が4,947万8,000円の増加で、6,086万1,000円でございますが、これは出捐法人の残余財産処分寄附金と、南部町がんばれふるさと寄付金の増によるものでございます。

繰入金は、1億6,582万4,000円の増加でございますが、1億8,287万円でございますが、これは主に介護保険特別会計に繰り出しをするために、減債基金から繰り入れたものによるものでございます。

自主財源の構成比率は24.3%と、前年比で1.1%低くなっております。

次に、下段のほうになります。依存財源でございます。地方交付税が2,294万1,000円の増加で、36億227万4,000円となりまして、全体の49.5%を占めております。主な増加理由といたしましては、特別交付税の増加によるものでございます。

国庫支出金につきましては、1,778万8,000円の増で、5億2,161万1,000円となりました。増減の主なものといたしましては、減ったほうでございますが、生活保護費、社会資本総合整備交付金の減でございます。それから、ふえたものといたしましては、防災・安全交付金、地域の元気臨時交付金等でございます。

次、4ページのほうに移りまして、県支出金についてでございますが、1億177万9,000円の減で、5億1,604万2,000円となりました。減少した主なものといたしましては、緊急雇用創出事業補助金、介護基盤緊急整備事業補助金、森林環境保全整備事業補助金、農業用施設災害復旧事業費補助金等がございまして、増加したのにつきましては、全国植樹祭の沿道森林景観対策事業費補助金、指定文化財保存整備費等補助金等がございまして。

それから、下段のほうになります。町債についてでございますが、2億5,110万円の増で、主にこれは防災行政無線デジタル化改修事業債、それから公共土木施設災害復旧事業債の増加によるものでございます。

依存財源の総額は、1億9,205万1,000円の増で、55億767万9,000円でございます。構成比は、75.7%となりました。

歳入総額につきましては、1億4,733万3,000円増加の72億7,971万9,000円となりました。

下段のほうに表をつけております。この割合を見ていただきますと、地方交付税に大きく頼っている財政構造が見てとれると思います。これから合併算定が今年度終了で、来年度から算定が一本化のほうに向かっていくわけでございますが、なかなか厳しい状況にあるということでござ

います。

次、5ページのほうをお開きください。歳出のほうの状況でございます。まず、目的別の歳出の状況でございます。代表的なものを各款であらわした費目ごとに説明いたしたいと思っております。

まず、総務費でございますが、5,189万2,000円の増で、15億6,124万9,000円でございます。ここでは主に人件費が占めておりますが、この増減につきましては、増加いたしましたものとしては、公共施設整備基金、減債基金への積み立て、南部町体験型観光推進事業。減少いたしましたものとしては、退職手当組合の負担金、定住促進対策事業、住民基本台帳ネットワークシステム改修事業等がございます。

次、民生費でございますが、512万7,000円の増で、20億1,010万円でございます。ふえたものとしては、老人福祉施設の管理事業、ゆうらくの施設整備事業、地域生活支援システムモデル事業等がございまして、減額したものといたしましては、介護サービス事業特別会計への繰出金、介護基盤緊急整備事業、それから保育園の人件費等がございます。

衛生費につきましては、1億7,061万2,000円の増で、9億502万円でございます。これは主なふえたものとして、水道統合事業への出資金がございます。

農林水産業費につきましては、4,521万9,000円の減で、4億5,473万円でございます。ふえたものとしては、全国植樹祭の準備事業。減ったものとしては、次世代につなぐ地域農業バックアップ事業、公益法人の組織変更事業等がございます。

商工費につきましては、2,245万9,000円の減で、1,551万9,000円でございます。これを減少の主なものとして、古事記編纂1300年の事業でございます。

次、6ページのほうに移りまして、土木費でございます。6,710万6,000円の減額で、2億8,979万1,000円でございます。ふえたものとしては、道路橋梁の補修事業、町道天万線支-1外舗装補修事業等がございまして、減額の大きなものとしては、町道の改良事業、橋梁長寿命化改修事業等がございます。

消防費は、1億9,097万1,000円の増で、2億4,992万7,000円でございます。ふえたものの要因として、防災行政無線デジタル化改修事業のほうが大きなものがございます。

教育費につきましては、604万8,000円の減額で、4億9,224万4,000円でございます。増加いたしましたものとしては、南部中学校の屋内運動場の屋根改修事業、法勝寺電車の保存修理事業等がございまして、減ったものとしては、南部中学校バリアフリ



一化改修事業等がございます。

災害復旧費につきましては、1,809万4,000円の減で、9,869万3,000円でございます。増加いたしましたものにつきましては、林道災害復旧事業、河川災害復旧事業等がございまして、減少といたしましては、農業用施設災害復旧事業、単県斜面崩壊復旧事業等がござい

ます。公債費ですが、4,191万円の減で、9億291万3,000円でございます。これは臨時財政対策債のほうが入っております。

歳出合計で、2億1,713万2,000円の増の70億6,460万5,000円でございます。

これも下段のほうにグラフをつけております。構成比、見ていただきますと、総務費、衛生費が増加いたしました、農林水産業費、土木費の割合が減少してるところでございます。このふえた要因のものにつきましては、減債基金への積み立て、あるいは水道統合事業への出資金の増加や公益法人の組織変更事業等がございまして……。失礼しました、公益法人の組織変更事業は減少したほうでございますが、あと森林環境保全整備事業、道路橋梁費等の減少というものがござ

います。次、7ページでございますが、次に性質別の状況について御説明いたします。義務的経費でございますが、人件費につきましては、前年比9,438万9,000円の減の9億9,656万5,000円でございます。これは前年に引き続き減少となりました。主に退職手当組合の特別負担金の減少によるものと、退職者によります給与の減少等によるものでございます。

扶助費につきましては、605万4,000円増の8億7,682万8,000円。

公債費は、4,191万円の減で、9億289万7,000円となっております。

結果といたしまして、義務的経費は27億7,629万円でございます。歳出に占める構成比は39.3%となっております。

次に、投資的経費でございますが、普通建設事業費7,027万5,000円の増で、7億2,430万8,000円となっております。防災行政無線デジタル化改修事業、老人福祉施設の管理事業、道路橋梁補修事業が入っております。南部中学校バリアフリー化改修事業や町道路線改修事業が完了した関係で減少しているものが主なものでございます。

災害復旧事業につきましては、1,809万4,000円減の9,869万3,000円となりました。これは主に台風12号災害の繰り越し分の事業完了が主なものでございます。

投資的経費といたしましては、5,218万1,000円増の8億2,300万1,000円

となりまして、歳出に占める割合は11.6%でございます。

次に、8ページのほうをごらんください。その他経費でございます。物件費645万8,000円減の8億391万8,000円で、これは公有財産データベースなどの緊急雇用事業の終了が大きなものでございます。

補助費等につきましては、2,026万円の増で、12億5,892万9,000円となりました。主に西部広域行政管理組合の負担金、償還金の増加が主なものでございます。

積立金につきましては、1億7,100万2,000円の増で、3億9,177万8,000円となりました。減債基金への積み立ての増加によるものが主なものでございます。

投資及び出資貸付金は、1億3,720万円の大幅な増となりましたが、これは水道統合事業に対する出資金の増が主なものでございます。

繰出金につきましては、1,341万8,000円の減で、これは他会計への繰出金でございまして、介護サービス事業特別会計への繰出金の減が主なものでございます。

結果といたしまして、その他経費といたしましては、2億9,519万6,000円の増で、34億6,531万4,000円となりまして、歳出総額に占める割合は49.1%となっております。

これも下のほうにグラフをつけておりますので比較いただきますと、人件費の減少と普通建設事業費の増加がわかりいただけだと思います。

次に、9ページのほうをごらんください。基金の状況でございます。財政調整基金は、119万2,709円を積み立てまして、5億9,138万9,728円。

減債基金は、3億3,443万4,743円を積み立てまして、1億8,000万円を取り崩しまして、15億5,987万8,441円。

その他特定目的基金は、5,622万7,672円を積み立てまして、6,211万3,605円を取り崩しました結果、13億8,239万8,733円となりまして、合計では35億3,366万6,902円となりました。

このほかに下段のほうにあります。定額運用、特別会計を加えた総額は、昨年度より3億9,201万6,085円を積み増してございまして、2億5,123万5,143円を取り崩して、35億8,705万7,275円となっております。

続いて、地方債の状況です。10ページのほうをごらんください。平成25年度中におきましては、6億6,580万円を発行いたしております。主なものは防災行政無線デジタル化改修事業、臨時財政対策債、水道統合事業債、すみれ保育園新築事業債、公共土木施設補助災害復旧事

業債などがございます。発行額におきましては、昨年度と比べますと2億5,110万円の増額でございます。

償還額につきましては、元利合計で9億289万7,335円でございます。25年度末の起債残高は、72億6,649万7,861円と、昨年度と比較いたしますと1億4,811万1,800円減少をしております。

この結果、平成24年度に引き続きまして、基金残高と起債償還に係る交付税措置を加えた額が起債残高を上回っております。言いかえますと、現時点で町として精算しても貯金が残る健全な状態にあるということでございますが、引き続き行革の推進や事業の見直し、財源確保等の取り組みを続けていきたいと考えております。

続きまして、11ページ、財政状況の推移について御説明いたします。その一般会計の決算規模の推移と標準財政規模、財政力指数の推移とありますが、その表の3つ目の表になります標準財政規模でございます。右の下段のほうをごらんいただきますと、44億477万6,000円となっております。昨年度に比べますと1,890万7,000円ほど減少しておりますが、これは主に普通交付税の減少によるものでございます。標準財政規模と申しますのは、自治体が標準的な行政活動を行う上で必要となる一般財源の額でございます。その自治体の標準的な税収入額に普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を加えた額で算出されまして、一般的には大きいほうがいい指標でございますが、過去、建設事業等によりまして起債額が大きい場合には、この起債額の償還に関して地方交付税が充てられることがありますので、この場合には大きくなっても喜ぶわけにはいかないと。起債が、償還が大きくなれば交付税もふえますので、そのあたりは注意しておくことが必要であるということでございます。

それから、その下のほうになりますが、財政力指数というのが表の下のほうにございます。これは自治体の財政上能力を示す指数でございます。基準財政収入額を基準財政需要額で割って出されるものでございます。この指数は、1に近いほど財政的に考えますと自主財源に富んでるということになります。表をごらんいただきますとわかりますが、平成19年度の0.292をピークに減少傾向でありましたが、平成25年度につきましては昨年度より若干ですが改善され、0.261となりました。しかしながら、財政的には依存財源に頼っているということでございます。決して財政運営が安定してるとは言えないところでございます。

続いて、12ページをごらんください。経常収支比率でございます。表の下のほうになりますが、これは地方税や地方交付税のように毎年入ってくる一般財源でございますが、これが人件費や扶助費、公債費など、通常支出される経費にどれだけ充てられているかを示す指標でございます。

して、この値が高いほど財政運営は硬直化してると言えるものでございます。平成25年度は右のほうになりますが、昨年に比べて0.5ポイント上昇いたしまして、84.8となっております。この指数につきましては80%以下が望ましいということでございますが、なかなか歳入のほう伸びず、歳出のほうは減らずということでございまして、難しいものではございますけども、引き続き減少に向けての取り組みを進めていきたいと考えております。

それから、中段のほうですが、町税の推移でございます。町税は、平成19年度をピークに穏やかな減少傾向にあるところでございます。これは15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が続いていること、あるいは景気の低迷などにより町民税に影響を及ぼしていること等が上げられます。また、固定資産税につきましても、新築件数の減少とか評価見直しによる減少などによりまして減少傾向にございますので、これがその結果がこういう傾向になってるということでございます。

次、13ページでございます。地方交付税でございます。地方交付税は、自治体間の財源の不均衡を是正して、標準的な水準の業務を行うために必要な一般財源を保障するというので、国のほうから交付されるものでございます。普通交付税と特別交付税の2種類がございます。

まず、普通交付税でございますが、平成25年度は基準財政需要額の算定におきまして、「地域の元気づくり推進費」が設けられました。しかしながら、給与削減を実施することを前提といたしました単位費用の改正、それから町税の法人税割が増加したことにより、平成24年度、比べてみますと2,132万9,000円の減額となっております。この表の3段目、ごらんください。南部町と書いておりますが、平成25年度、30億952万円となりました。現在は合併から10年間受けられる合併算定がえへの特例措置の期間中でありますので、有利な金額をいただいているものでございます。この下に南部町（一本算定）というところがございますが、これが南部町として計算した金額になりますけども、これが本来の数値でございますが、ここは5億円もの差があるということでございます。この特例期間も10年で終わりました、平成26年度に終了ということでございますので、歳出の削減を今以上に取り組む必要があるということでございます。

その下に特別交付税の表をつけております。昨年は、豪雨災害、それから病院の精神病棟の単位費用の増加によりまして、4,427万円増の5億9,275万4,000円となりました。

これに臨時財政対策債のほうを入れまして、地方交付税の合計は38億4,700万2,000円と、昨年度とほぼ同額になりました。推移の状況につきましては、下のほうの表をつけております。

続きまして、14ページになります。一般会計歳出決算額（性質別）でございますが、平成16年からの推移をつけております。義務的経費から物件費、補助費等を書いております。

義務的経費におきましては、先ほど申しましたように人件費、公債費は減少してはいますが、扶助費が大変伸びてきているということでございます。今後とも扶助費の伸びは想定されるところでありまして、義務的経費の増加につながっていくことが考えられることでございます。

物件費、補助費等につきましてはほぼ横ばいでございますが、これは普通建設、災害復旧費につきましては、そのときそのときの変動によるものが大きいものでございますので、ある一定の傾向はなかなか出にくいというものでございます。

それから次に、公債費の推移でございますので、15ページのほうをお開きください。一般会計の歳出決算額のうち公債費の推移でございます。この公債費比率、そこの表の3、4段目になりますか、ありますが、これは標準財政規模から元利償還金に係る基準財政需要額を控除した額に占める公債費の割合を示すものでございます。

公債費負担比率のほうを先に説明いたします。公債費充当一般財源、これは地方債の元利償還金の中で公債費に充当される一般財源でございますけれども、これが一般財源総額に対してどの程度の割合になっているかを示す指標であります。公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかということを見ることによりまして、財政構造の弾力性を判断するものでございます。これについては近年減少傾向にございまして、平成25年度も15.7と、昨年比0.8ポイント改善してるところでございます。

その下でございますが、実質公債費比率でございます。これは標準財政規模から元利償還金に係る基準財政需要額を控除した額に占める公債費の割合を示すものでございます。一般会計のほか公営企業会計の公債費への一般会計繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものを算入しております。過去3年の比率の平均が18%を超えますと地方債の発行には許可が必要となりまして、25%を超えると一定の制限がかかります。平成25年度の3年分の平均につきましては11.9でございまして、昨年に比べまして1.9ポイントの改善となっております。

次に、普通会計の地方債残高の推移でございますが、下段のほうの表になります。平成18年度をピークに年々減少してきておりまして、平成25年度末には72億7,669万4,000円となっております。

次、16ページをごらんください。地方債の残高に対します基金残高と算入交付税の推移でございます。グラフのほうでございますが、左の薄い棒グラフのほうが起債の残高でございます。

右の棒グラフ、ちょっと網かけの濃いところと薄いところがありますが、これが基金残高と算入交付税を加えたものでございます。平成23年度より基金残高と算入交付税を加えた右側のほうのグラフでございますが、これが左側の起債残高を上回ってるようになりました。これは先ほど申し上げましたけども、例えて言いますと、現時点で町として精算しても貯金が残る状態ということになっております。

次に最後ですが、一般会計歳出決算のうち人件費の推移でございます。合併当初、平成16年は188人の職員数でございましたが、平成25年度におきましては124人と、ほぼ3分の2となっております。これに伴いまして人件費も減少いたしまして、14億7,216万8,000円から10億3,208万9,000円と、約70%に縮減されているところでございます。以上のほうで説明を終わりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） ここで暫時休憩をいたします。再開は3時15分。

午後3時00分休憩

---

午後3時15分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、議案第58号、平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。議案第58号について説明させていただきます。議案第58号、平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

内容につきまして、決算書について説明させていただきます。まず、131ページをごらんください。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額14億1,392万3,925円、歳出総額が14億1,059万1,860円、差し引き実質収支額として、333万2,065円となっております。

次に、108ページをごらんください。歳出の主なものを説明させていただきます。

まず、1款総務費でございます。支出済み額が907万3,469円でございます。

2 款保険給付費でございます。支出済み額 10 億 8 8 5 万 8, 7 0 9 円でございます。

次、3 款の後期高齢者支援金等でございます。支出が 1 億 5, 3 8 0 万 4, 7 3 8 円でございます。

主なものとしまして、次に 5 款の介護納付金でございます。介護納付金が 6, 5 4 0 万 3, 3 4 9 円の支出でございます。

次、6 款共同事業拠出金が 1 億 2, 9 0 7 万 1, 8 8 1 円でございます。

7 款保健事業費でございます。2, 2 1 3 万 9, 2 5 2 円の支出です。

次、8 款諸支出金でございます。2, 2 0 7 万 5, 5 1 4 円でございます。

9 款の前期高齢者納付金等でございます。1 5 万 8, 1 3 4 円の支出でございます。歳出合計といたしましては、1 4 億 1, 0 5 9 万 1, 8 6 0 円となりました。

次に、歳入について説明いたします。1 0 6 ページをごらんください。歳入の主なものですが、まず第 1 款国民健康保険税でございます。収入済み額が 2 億 3, 9 7 7 万 5, 0 9 6 円。不納欠損額 1 8 0 万 5, 9 0 8 円でございます。収入未済額といたしまして、5, 8 9 8 万 7, 3 5 2 円でございます。

次、3 款の国庫支出金でございますが、こちらのほうが収入済み額 3 億 8, 0 6 1 万 8, 4 3 0 円でございます。

4 款の療養給付費等交付金でございます。収入済み額 1 億 2, 6 6 8 万 1, 2 9 1 円。

5 款の前期高齢者交付金でございます。収入済みが 3 億 4, 4 9 4 万 8, 1 2 7 円。

6 款の県支出金でございます。県支出金が 6, 9 4 5 万 6 0 8 円でございます。

7 款の共同事業交付金でございますが、1 億 7, 2 9 3 万 3, 4 1 7 円の収入済み額でございます。

飛びまして、1 0 款の繰入金でございます。繰入金が 7, 4 3 5 万 8, 5 5 5 円。

繰越金が 3 5 4 万 3, 3 0 1 円。

諸収入が 1 3 4 万 7, 2 5 9 円。

歳入合計といたしまして、1 4 億 1, 3 9 2 万 3, 9 2 5 円、不納欠損額 1 8 0 万 5, 9 0 8 円、収入未済が 5, 8 9 8 万 7, 3 5 2 円となっております。以上でございます。

続きまして、議案第 5 9 号に移ります。議案第 5 9 号、平成 2 5 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 5 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するもので

ございます。

それでは、決算書のほうで説明させていただきます。144ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が1億2,412万1,509円、歳出総額1億2,286万8,389円でございます。差し引き実質収支額といたしまして、125万3,120円でございます。

次に、134ページをごらんください。歳出について説明させていただきます。1款総務費135万7,181円の歳出でございます。

2款分担金及び負担金でございます。1億1,706万7,903円の支出でございます。

3款諸支出金8万3,600円。

4款保健事業費435万9,705円。

歳出合計といたしまして、1億2,286万8,389円でございます。

132ページをごらんください。歳入でございます。第1款後期高齢者医療保険料、収入済み額が7,971万3,000円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額、マイナス129万1,320円。

第2款使用料及び手数料でございます。収入済み額1万2,160円。

3款繰入金3,997万1,446円。

繰越金8万960円。

諸収入434万3,943円。

歳入合計が1億2,412万1,509円でございます。以上でございます。

続きまして、議案第60号でございます。議案第60号、平成25年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

では、153ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額285万4,003円、歳出総額が同額の285万4,003円ございまして、実質収支額はございませんでした。

歳出のほうを説明させていただきます。147ページをごらんください。第1款総務費、支出済み額が109万903円。

諸支出金176万3,100円。



予備費は支出ありませんでしたので、歳出合計額285万4,003円でございます。

145ページをごらんください。歳入でございます。第1款使用料及び手数料、収入済み額255万3,380円。不納欠損額、収入未済額とともにございませんでした。

繰入金が30万623円。

歳入総額といたしまして、285万4,003円の歳入でございます。以上、御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第61号、平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。議案第61号、平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

そうしますと、決算書の154ページ以降でございますが、164ページをお開きください。実質収支に関する調書について説明をさせていただきます。本会計の歳入総額は、245万4,940円。歳出総額につきましては、同額の245万4,940円でございます。したがって、3の歳入歳出差し引き額につきましてはございません。以下、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額等、該当はございません。続きまして、150……（「なしだない、ゼロ」「ゼロ、実質収支はゼロだ」と呼ぶ者あり）実質収支額はゼロ円でございます。

次に、156ページに返っていただきまして、まず歳出から御説明をさせていただきます。第1款総務費でございます。支出済み額5万2,000円であります。

次に、2款公債費で、支出済み額240万2,940円でございます。これは住宅新築資金及び宅地取得資金の償還金でありまして、いわゆる起債の償還額であります。

予備費につきましては、支出はございません。

歳出合計は、245万4,940円でございます。

次に、154ページの歳入のほうでございますが、まず1款県支出金ですが、収入済み額3万9,000円でありまして、これは助成事業費の事務費の県補助金でございます。

次に、第2款繰入金、収入済み額18万523円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

繰越金はございません。

次に、第4款諸収入でございます。これは貸付金の元利収入で、現年分と滞納分を合わせまして、収入済み額が223万5,417円で、収入未済額につきましては8,672万8,308円でございます。

詳細につきましては、158ページから161ページの事項別明細書のほうに記載をしております。

収入合計は、収入済み額245万4,940円、収入未済額8,672万8,308円でございます。以上で説明のほうを終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第62号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。議案第62号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

では、決算書で説明させていただきます。決算書の175ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額2億3,195万3,284円、歳出総額2億3,179万6,266円、歳入歳出差し引き額15万7,018円、繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額15万7,018円となっております。

それでは、歳出から御説明いたします。167ページをごらんください。歳出でございます。1款総務費、支出済み額7,137万5,949円。これは職員給与費とか処理場などの施設の維持管理費でございます。

2款公債費1億6,042万317円でございます。これは起債の償還元金、利子でございます。

予備費の支出はありません。

歳出合計は、2億3,179万6,266円です。

続きまして、165ページ、歳入についてでございます。1款分担金及び負担金、調定額362万615円です。収入済み額35万円、収入未済額は、327万615円。

2款使用料及び手数料、収入済み額6,863万2,794円、収入未済額501万9,375円。

3款繰入金、これは一般会計からの繰入金でございます。1億1,052万4,808円。

4 款繰越金、これは前年度繰越金でございます。86万7,750円。

5 款諸収入67万7,932円。これは公共事業、工事補償費でございます。

6 款町債5,090万です。これは資本費平準化債を借り入れております。

収入済み額合計2億3,195万3,284円、収入未済額828万9,990円でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

続いていいですか。

○議長（青砥日出夫君） 続いてお願いします。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 続きまして、議案第63号、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の188ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額4,706万8,361円、歳出総額4,691万4,704円、歳入歳出差し引き額15万3,657円。翌年度に繰り越す財源はございませんので、実質収支額15万3,657円となっております。

歳出から御説明いたします。178ページをお開きください。歳出でございます。1、総務費3,467万148円。これは浄化槽の維持管理費とか建設設備費でございます。

2 款公債費1,224万4,556円。これは起債償還の元金、利子でございます。

予備費の支出はございません。

歳出合計は、4,691万4,704円でございます。

続きまして、176ページ、歳入につきまして御説明申し上げます。1 款分担金及び負担金、収入済み額227万5,000円、収入未済額57万5,000円。

2 款使用料及び手数料、収入済み額1,875万2,499円、収入未済額137万6,730円。

3、繰入金2,185万7,507円。これは一般会計からの繰入金でございます。

4、繰越金58万3,355円。これは24年度、前年度の繰越金でございます。

諸収入の収入はありません。

6 款町債360万。これは浄化槽を整備しましたときの起債の借入額でございます。

歳入合計4,706万8,361円、収入未済額195万1,730円でございます。以上、御審議、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第64号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の201ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額1億7,948万7,995円、歳出総額1億7,878万2,891円、歳入歳出差し引き額70万5,104円。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額70万5,104円でございます。

歳出について御説明いたします。191ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費6,319万1,780円。これは職員給与費、処理場などの施設の維持管理費でございます。

2款公債費1億1,559万1,111円。これは起債償還の元金、利子でございます。

予備費の支出はございません。

歳出総額1億7,878万2,891円でございます。

次に、189ページでございます。歳入について御説明いたします。歳入。1款分担金及び負担金、収入済み額1,649万3,864円、収入未済額887万3,421円。

2款使用料及び手数料5,787万3,907円、収入未済額307万5,937円。

3、繰入金、収入済み額7,289万693円。これは一般会計からの繰入金でございます。

4款繰越金49万9,268円。これは前年度繰越金でございます。

5、諸収入173万263円。これはコンポストの売り上げと工事補償金でございます。

6款町債3,000万でございます。これは資本費平準化債の借入れをしております。

歳入合計1億7,948万7,995円、収入未済額1,194万9,358円となっております。以上、御審議、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第65号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。議案第65号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の210ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5億204万3,715円、歳出総額5億182万247円、歳入歳出差し引き額22万3,468円。翌年度へ繰り越すべき財源が8万4,000円ございまして、実質収支額が13万9,468円でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。204ページをお開きください。1款総務費、支出済み額が5億182万247円。これは主として、太陽光発電施設の建設に係るものでございます。

2款公債費、3款予備費ともに支出はございません。（「繰越額、言って」と呼ぶ者あり）総務費の繰越額といたしまして、6,828万4,000円。不用額が1万2,753円でございます。

支出済み額の合計が5億1,082万247円。繰越額の合計が6,828万4,000円。不用額が13万7,753円でございます。（「今、支出済み額が5億1,000だった。5億182万」と呼ぶ者あり）失礼しました。支出済み額が5億182万247円でございます。

続きまして、202ページ、歳入を御説明いたします。1款繰入金、収入済み額5,924万3,715円。これは残土処分場跡地整備基金からの繰入金でございます。

2款諸収入は、収入がございません。

3款町債、収入済み額4億4,280万円。これは太陽光発電事業債でございまして、うち1億円が町民公募債でございます。

説明は以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第66号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

健康福祉課長、畠稔明君。

○健康福祉課長（畠 稔明君） 健康福祉課長でございます。議案書の13ページをごらんいただきたいと思っております。議案第66号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書のほうの219ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額3億72万148円、歳出総額3億72万148円、歳入、歳出とも同額でございますので、差し引き額、そして実質収支額、ゼロ円でございます。

返っていただきまして、213ページ、歳出のほうをごらんいただきたいと思っております。この特

別会計でございますが、特別養護老人ホームゆうらくの建てかえ事業に係る起債償還のための特別会計でございます。

平成15年度から34年度までの20年間で償還する予定でしたが、ゆうらくの土地と建物の譲渡が終了いたしましたので、それに合わせて平成25年度で起債の残額、元金、利子、これを繰り上げ償還することといたしました。元金が2億9,921万6,260円、そして、利子が150万3,888円、合計で3億72万148円でございます。

もう一つ戻っていただきまして、211ページ、歳入でございます。こちらの3億72万148円の繰り上げ償還の原資といたしまして、前年度の繰越金が1億4,003万9,450円、そして、一般会計からの繰入金が1億6,068万698円、合計で3億72万148円となっております。

起債償還のためのこの特別会計でございましたので、起債償還が終わり、この会計は閉鎖されることとなります。御審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第67号、平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長でございます。議案第67号について御説明いたします。議案第67号、平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

決算書の228ページの実質収支に関する調書をお開きください。歳入総額7万9,196円、歳出総額7万9,196円でございます。実質収支は、ゼロ円でございます。

次は、222ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費、支出済み額7万9,196円でございます。これは全額、残土処分場跡地整備基金のほうに積み立ててございます。

1ページ前、220ページをお開きください。歳入であります。2款財産収入、収入済み額7万9,196円。全て基金積み立ての利子でございます。歳入総額も同額でございます。以上につきまして、御審議をよろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 続きまして、議案第68号、平成25年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。議案第68号、平成25年度南部

町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度南部町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

別冊でございますが、水道事業会計決算報告書をごらんください。1ページです。収益的収入及び支出についてでございます。収入の1款水道事業収益でございますが、営業収益、営業外収益を合わせまして、決算額1億9,079万2,211円。予算に対しまして、1,102万7,789円の減額となっております。

下の、次に支出でございますが、第1款水道事業費用といたしまして、1項の営業費用、営業外費用、予備費を合わせまして、決算額1億9,549万1,326円。不用額といたしまして、2,132万8,674円となっております。

次に、2ページをごらんください。資本的収入及び支出についてでございます。収入についてです。第1款資本的収入は、1項の企業債、出資金、工事負担金、国庫支出金はございません。固定資産売却代金はございませんので、企業債、出資金、工事負担金を合わせまして、決算額1億3,875万2,618円。予算に比べまして、1,142万1,382円の減額となっております。

支出でございます。1款資本的支出。これは建設改良費と企業債償還金を合わせました決算額でございます。3億5,112万1,028円の決算額です。翌年度に繰り越す継続事業、水道統合事業やっておりますので、継続費の繰越額といたしまして、1,007万6,252円。この金額を差し引きまして、不用額として482万5,720円となっております。

3ページでございます。平成25年度南部町水道事業会計の損益計算書でございます。こちらは税抜きの表示になっております。1の営業収益。主なものは給水収益でございますが、給水収益、受託工事収益、その他営業収益を合わせまして、1億7,332万6,524円。

2の営業費用でございます。これは職員給与費とか施設の維持管理費とか減価償却費の費用でございます。原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、その他営業費用を合わせまして、1億5,582万7,702円となっております。この営業収益と営業費用の差し引きで営業利益ですが、一番右端に書いております中段の右端ですが、1,749万8,822円となっております。

3番、営業外収益です。これは他会計補助金、一般会計の補助金とか国庫補助金とかの収益でございます。営業外収益の合計が887万5,141円。

4番、営業外費用ですが、これは主に起債償還の利息でございます。雑支出を足しまして、合

計が3,273万6,088円。この営業外の差し引きがこの右に書いてありますが、マイナスの2,386万947円。この営業利益と営業外の差し引きをもちまして、経常利益といたしましては、マイナスの636万2,125円となっております。

5番、特別利益でございますが、次のページでございます。過年度損益修正益と、6番、特別損失の過年度損益修正損を上げております。これは直接現金の支出はございませんが、企業会計への会計基準の見直しが平成26年行われるということで、これまで行ってきておりました固定資産のみなし償却が廃止されます。それによります資産の整理を行いましたことにより、取得額、減価償却額の修正したものを上げております。この修正益として上がってきたものが2億660万195円。この損失として上がってきたものが2億1,658万2,052円となっております。この差し引きが998万1,857円。この特別損失も加えまして、当期利益といたしましては、マイナスの1,634万3,982円となっております。

次に、6ページをごらんください。平成25年度の水道事業利益剰余金の計算書でございます。前年度の利益剰余金がマイナスの1億1,312万1,063円でございますので、今期のマイナス1,634万3,982円を加えまして、当年度未処分利益剰余金といたしましては、1億2,946万5,045円となります。この金額を平成26年度に繰り越させていただきたいと思っております。

続きまして、7ページの貸借対照表についてでございます。水道事業、資産の部でございますが、1の固定資産。有形固定資産の合計が30億7,223万2,911円で、無形固定資産、投資ともございませんので、固定資産の合計としては、この有形固定資産の合計30億7,223万2,911円がでございます。

2の流動資産。8ページでございますが、年度末現金預金と未収金、貯蔵品、その他流動資産を合わせまして、流動資産の合計は、2億2,499万7,247円となっております。この固定資産と流動資産を足しまして、資産合計といたしましては、32億9,723万158円となります。

次、負債の部でございますが、負債といたしましては、固定負債はございません。

流動負債の未払い金が負債となって上がっております。その金額が1億7,834万1,318円、これが負債の合計額となります。

続きまして、資本の部でございます。5番、資本金でございますが、自己資本金の合計が4億7,526万3,426円。(2)の借入資本金といたしまして、これは企業債の年度末残高でございます。14億2,601万5,391円。この2つを合わせまして、資本金の合計は、1



9億127万8,817円となります。

それから、6番の剰余金でございます。資本剰余金といたしましては、受贈財産評価額、国庫補助金他、工事負担金、一般会計補助金、基金利子などを合計いたしまして、資本剰余金合計といたしましては、13億4,477万5,757円。利益剰余金でございますが、減債積立金、建設改良積立金、それと先ほどの当期純利益がマイナスの1億2,946万5,045円ございますので、利益剰余金の合計といたしましては、マイナスの1億2,716万5,734円で、剰余金の合計額といたしましては、12億1,761万23円となっております。

資本合計は、31億1,888万8,840円となりまして、負債と資本の合計といたしましては、32億9,723万158円となっております。

次、10ページからでございますが、平成25年度の水道事業の事業報告を載せております。

概要でございますが、平成25年度は、24年度から取り組んでおります水道統合事業の上野水源施設の建設や、上野から御内谷地内への送水管の布設工事、また7月15日の豪雨によりまして被災しました赤谷地域の給水活動や、施設の応急復旧工事を実施しております。

近年の人口減少などにより、給水収益の増加は見込めない状況が続いております。老朽化施設の更新、修繕や増加する経費を賄うことができなくなってきておりますが、引き続き料金の見直しや経費の節減など、事業の効率化を徹底し、安定した健全経営ができるように努力してまいります。

事業の状況でございますが、平成25年度の給水人口は1万1,396人で、前年度と比較いたしまして162人の減少となっております。給水件数は加入もございますが、休栓もございますので、前年度と同じ4,009件でございました。年間有収水量は、118万3,248トンで、前年度と比較しまして1万3,459トンの減少となっております。有収率は、前年度と同じ88.4%となっております。

事業収支の特徴でございますが、収入につきましては、主な収益となる給水収益が前年度に比べまして、201万4,000円の減少となっております。

支出につきましては、動力費、電気代でございますが、前年度と比較しまして143万9,000円の増加。災害復旧工事などに修繕費が78万9,000円の増加となっております。その他の支出として主なものといたしましては、企業債償還利子、減価償却費が主な支出となっております。

また、今年度、先ほども説明いたしましたけども、地方公営企業会計の制度改正ということで会計基準の見直しが行われまして、移行準備の資産台帳の整備を行っております。これに伴う過

年度損益修正損として998万2,000円を計上しておりますので、当期純利益はマイナスの1,634万4,000円となっております。

資本的収支のほうでございますが、収入の主なもの是一般会計補助金でございます、水道統合事業に係るものが1億1,327万4,000円。企業債元金償還に係るものが1,840万円でございます。

支出の主なものとしたしましては、やはり水道事業に係る建設改良費としたしまして、送水管、導水管布設工事と施設工事などを行っております。ほかに大きなものとしたしましては、企業債の元金償還額が1億198万8,000円となっております。

以下、11ページ以降につきましては詳細を載せておりますので、ごらんになっていただければと思います。以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 続いて、議案第69号、平成25年度南部町病院事業会計資本剰余金の処分について。

病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 病院事務部長でございます。議案第69号、南部町病院事業会計資本剰余金の処分についてでございます。

南部町病院事業会計資本剰余金のうち1億7,807万5,486円を資産撤去のために処分することについて、地方公営企業法第32条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

資本剰余金の処分につきましては、地方公営企業法の改正によりまして、資本制度の見直しが行われたため、資本剰余金の処分を行う場合は、条例または議会の議決が必要とされたことから、提案をさせていただくものでございます。

このたびの内容につきましては、補助金をもって取得した資産、これはいわゆるみなし償却のものでございますけれども、そのものにつきまして撤去等により発生をしました損失について、その補助金に相当する部分を資本剰余金をもって補填をするということでございます。

具体的には、配付をしてございます資料にも記載をしてございますけれども、平成25年に西伯病院では、電子カルテシステム、それとCT装置の更新を行ってございます。そのものにつきましては、先ほど申し上げましたように、補助金を源泉としてこの部分を除くものでみなし償却ということにしてございます。このたび更新をしたことによりまして、既存の古いこの電子カルテシステム、CT装置の処分を行うということでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 続いて。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 済みません。額ですけれども、先ほど申し上げましたように、合計は1億7,807万5,486円でございます。よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 議案第70号、平成25年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 病院事業管理者でございます。議案第70号、平成25年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度南部町病院事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付し、議会の認定に付すものでございます。

別冊の平成25年度南部町病院事業会計決算報告書をごらんいただきたいと思っております。1ページをごらんください。1の収益的収入及び支出でございますが、まず病院事業収益につきましては、医業収益と医業外収益合わせまして、決算額23億8,159万380円。予算額に対し、1億1,844万4,620円の減額となっております。

次に、支出でございます。病院事業費用でございますが、医業費用と医業外費用を加えまして、決算額23億6,029万4,488円。予算額に対しまして、5,795万8,512円の不用額となっております。

次に、2ページをごらんください。資本的収入及び支出についてでございますが、上段の資本的収入については、補助金、企業債合わせまして、3億8,167万9,000円。予算額に対しまして、13万1,000円の減額となっております。

次に、資本的支出でございますが、建設改良費、企業債償還金合わせまして、5億4,405万7,611円。予算額に対しまして、1,905万7,389円の不用額となっております。この資本的収入と資本的支出の差額は、1億6,237万8,611円となります。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金を補填することといたします。

次に、3ページの損益計算書をごらんください。この数値は、税抜きでございます。まず、1の医業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益を合わせまして、19億3,721万6,036円となっております。

次に、2の医業費用でございますが、給与費、材料費、経費、減価償却費、資産減耗費、研究研修費合わせまして、22億4,631万8,894円でございます。したがって、医業利益でございますが、マイナスの3億910万2,858円となっております。

次に、3の医業外収益でございますが、受取利息配当金、他会計補助金、患者外給食収益、その他医業外収益を合わせまして、4億3,773万9,281円となっております。

次に、4の医業外費用でございますが、支払い利息及び企業債取り扱い諸費、その他医業外費用を合わせまして、1億2,609万1,831円となっております。

医業外利益でございますが、3億1,164万7,450円となります。したがって、平成25年度の純利益は、254万4,592円となります。

4ページの平成25年度南部町病院事業剰余金処分計算書をごらんいただきたいと思っております。前年度繰越利益剰余金であります。マイナス10億8,351万9,315円に当年度の純利益254万4,592円を加えまして、当年度の未処分利益剰余金は、マイナス10億8,097万4,723円となります。

下段の平成25年度南部町病院事業剰余金処分計算書(案)のとおり、翌年度に繰り越しをさせていただきますと思っております。

次に、5ページをごらんください。平成25年度南部町病院事業貸借対照表でございます。まず、資産の部でございますが、1の固定資産。有形固定資産、投資を合わせまして、41億2,096万1,347円。

2の流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品を合わせまして、6億524万6,607円。資産合計は、47億2,620万7,954円となります。

6ページの負債の部でございますが、3の固定負債はございません。

4の流動負債は、未払い金、その他流動負債、預かり金でございますが、合わせまして1億4,578万9,865円となります。その金額を負債合計と、この金額が負債合計となります。

資本の部でございます。5の資本金は、自己資本金と借入資本金を合わせまして、46億6,332万7,006円となっております。

6の剰余金ですが、1の資本剰余金は、補助金、一般会計出資金、他会計負担金、受贈財産評価額、その他を合わせまして、9億7,864万9,806円となります。

次に、7ページの利益剰余金でございますが、減債積立金、利益積立金、当年度未処分利益剰余金を合わせまして、マイナスの10億6,155万8,723円となり、剰余金合計はマイナス8,290万8,917円となります。

資本合計は、45億8,041万8,089円となります。

負債資本金合計は、47億2,620万7,954円となります。

8ページからでございますが、平成25年度南部町病院事業報告書となっております。今、

御説明いたしました詳細を記してございます。

総括のところの概要でございますが、病院事業収益と病院事業費用の収支は、254万4,592円の黒字決算となりましたが、24年度に比較して大きく減少いたしました。とりわけ昨年の秋以降の入院患者さんが減少し、例年は患者数が増加する傾向にあります冬にも改善されませんでした。

今後も少子高齢化、人口減少、病院機能の見直し、医療制度の改正など、病院経営を取り巻く環境は厳しくなりますが、地域の住民の皆さんへ安心の提供に努め、地域の病院としての役割を果たしてまいります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第71号の平成25年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

別冊の平成25年度南部町在宅生活支援事業会計決算報告書をごらんいただきたいと思えます。まず、第1ページでございます。1の収益的収入及び支出についてでございますが、在宅生活支援事業収益については、訪問看護収益とその他収益を合わせまして、決算額2,858万823円。予算に対しまして、40万2,177円の減額でございます。

次に、支出でございますが、在宅生活支援事業費用でございますが、訪問看護費用、その他費用を合わせまして、決算額2,768万785円。予算額に対しまして、129万7,215円の不用額となっております。

詳細につきましては、9ページの収益費用明細書にございますが、説明は省略させていただきます。

次に、2ページの損益計算書をごらんいただきたいと思えます。計算書は、税抜きで作成しております。1、訪問看護収益は、居宅介護収益、訪問看護療養収益を合わせまして、2,854万6,346円となっております。

次に、2、訪問看護費用でございますが、給与費、材料費、経費を合わせまして、2,761万753円でございます。

訪問看護利益でございますが、93万5,593円となっております。

次に、3のその他収益でございますが、受取利息配当金として3万4,477円となっております。

その他費用でございますが、雑費が7万32円となっております。

その他利益は、マイナス3万5,555円となります。したがって、当年度の純利益は、90万38円ということになります。

3ページの平成25年度南部町在宅生活支援事業剰余金処分計算書をごらんください。前年度未処分利益剰余金1,056万4,989円に当年度純利益90万38円を加えて、当年度未処分利益剰余金は、1,146万5,027円となり、下段の平成25年度南部町在宅生活支援事業剰余金処分計算書(案)のとおり、翌年度に繰り越させていただきたいと思っております。

続きまして、4ページでございますが、平成25年度南部町在宅生活支援事業貸借対照表をごらんください。資産の部でございますが、固定資産はございません。

流動資産は、現金預金、未収金を合わせまして、1,161万4,516円となっております。この額が資産合計でございます。

5ページの負債の部でございますが、固定負債はございません。

流動負債は、未払い金が14万9,489円。この金額が負債合計となっております。

次に、資本の部でございます。資本合計は、1,146万5,027円となっており、負債資本合計額は、1,161万4,516円となります。

6ページには、平成25年度南部町在宅生活支援事業報告書になってございます。ただいま御説明させていただいたものの明細を記してございます。

平成25年度本会計におきましては、順調に業務量をふやすことができ、黒字決算で締めることができました。御審議のほど、よろしく願いたします。以上でございます。

○議長(青砥日出夫君) 平成25年度一般会計、特別会計及び事業会計について、決算審査の意見書が提出されていますので、審査の結果について須山代表監査委員の報告を求めます。

○監査委員(須山 啓己君) 監査委員の須山でございます。南部町の9月定例議会を迎えまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、8月29日付で提出をいたしました平成25年度の南部町一般会計、特別会計並びに事業会計の決算監査の結果及び監査意見について報告をいたします。

決算の審査に当たりましては、平成26年の7月15日から8月7日までの12日間、南部町役場法勝寺庁舎におきまして、議会選出の細田監査委員とともに審査を実施したところでございます。

審査の対象は、平成25年度の一般会計及び特別会計並びに事業会計と、財政健全化法に規定する財政健全化判断比率及びその算定基礎書類でございます。

次に、審査の概要でございますが、審査対象の審査に当たりましては、1つ、決算の計数は正

確であるか。2つ、予算の執行は、効率的かつ的確になされているのか。3つ、収入、支出事務は、適正に執行されているか。4つ、財産の取得、管理及び処分は適正か。5つ、財政指標の算定に正確性及び客観性があるかなどの諸点について、関係諸帳簿及び証拠書類の照合精査をするとともに、関係書類の提出を求め、関係部局の説明を聴取して慎重に実施をしたところでございます。

審査のために説明を求めた部局は、町長部局及び教育委員会事務局、農業委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、病院事務局でございます。

次に、審査の結果について報告をいたします。1、審査計数の状況につきましては、町長より提出されました決算書に基づき、歳入歳出、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符合して誤りのないものと認めました。また、基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合して誤りのないことを確認しております。

次に、一般会計及び特別会計の概要でございます。一般会計の決算額においては、歳入が72億7,971万9,000円、歳出が70億6,460万5,000円でありました。また、特別会計合計においては、歳入が28億470万7,000円、歳出が27億9,888万2,000円でありました。

各会計別の実質収支では、一般会計が1億6,033万3,000円、特別会計では、国民健康保険会計が333万2,000円、太陽光発電会計が13万9,000円、後期高齢者医療会計が125万3,000円、公共下水道会計が49万9,000円、農業集落排水会計が15万7,000円、浄化槽会計が15万4,000円となっております。このほか建設残土処分会計、介護サービス会計、墓苑会計及び住宅資金貸し付け会計の実質収支はゼロ円でありました。

会計別決算額の対前年度伸び率について特徴的なものは、一般会計の歳入は2.1%の増、歳出は3.2%の増であります。墓苑会計の歳入では18.5%の増、歳出が18.5%の増、介護サービス会計の歳入では75.3%の増、歳出が854.2%の増、建設残土処分会計の歳入では97.0%の減、歳出が97.0%の減となっております。なお、平成25年度から新たに始まりました太陽光発電特別会計の歳入と歳出はともに100%という表示となっております。

一般会計と特別会計を合わせました平成25年度の歳入総額でございますけれども、100億8,442万6,000円（対前年度比で8.5%の増）、歳出総額では98億6,348万7,000円（対前年度比で11.2%の増）の財政規模でございました。

一般会計について見ますと、前年度と比較して歳入の増額の大きなものは、町債が2億5,110万円、繰入金が1億6,582万4,000円となっております。これに対しまして歳入の

減額の大きなものは、財産収入が1億5,820万2,000円、県支出金が1億177万9,000円であります。

歳出の性質別支出で増額の大きなものは、積立金が1億7,100万2,000円、投資及び出資貸付金が1億3,720万円となっております。これに対して歳出の減額の大きなものは、人件費が9,438万9,000円となっております。

一般会計及び特別会計の審査意見について申し述べます。

1、一般会計の経常収支比率は、平成25年度は84.8%と前年度と比較し、0.5%増とやや悪化をしております。平成20年度以降、おおむね改善傾向で推移をしておりましたが、再び上昇に転じております。税金は人口減に伴い減少していくことが想定され、また交付税についても一本算定により減額が見込まれております。今以上の経常的支出の削減は困難を伴うと推測されますけれども、財政運営の柔軟性を確保するためにも、経常収支比率80%以下の目標を再認識していただき、一層の改善に取り組んでいただきたいと思います。

2、一般会計の財政力指数は、平成19年度の0.292をピークに低下しておりましたが、平成25年度では0.261と前年度と比べ、若干ではありますが、改善がなされました。自主財源の拡大には、町の基幹産業である農業の振興や新たな産業の育成、人口増等の施策が必要であり容易なことではありませんけれども、町財政の健全性を高めるためにも全組織的な課題として今後とも全力で改善に取り組んでいただきたいと思います。

3、公債費負担比率は、平成25年度は15.7%であり、前年度に比較して0.8%改善をされております。合併以来、最低の負担比率となっており、一般財源の使途の自由度が拡大される好ましい結果というふうになっております。引き続き負担比率低減に向けて努力をしていただきたいと思います。

4、本年度、新たに積み立てられた基金は3億9,201万6,000円、取り崩した基金は2億5,123万5,000円であり、平成25年度末の基金残額は35億8,705万7,000円となりましたけれども、これは合併以来の最高の残高であります。使途が定められた目的基金もありますが、基金の活用法についても熟考されまして、有効な施策の実施と健全な財政運営を両立していただきたいと思いますところでございます。

5、地方債残高が年々減少し、一般会計においては、25年度では前年度に比べ、1億4,811万2,000円（前年度比で2.0%減）の72億6,649万7,000円と過去最低額となっております。地方債残高の減少は、実質公債費比率や公債費負担比率の改善につながり、好ましい結果であります。引き続き削減に留意をしていただきたいと思います。



6、農業集落排水、公共下水、浄化槽整備事業においては接続率の伸び悩みが常態化する一方、今後は設備の老朽化に伴う維持費の増加が見込まれます。将来的な展望に立ち、農業集落排水事業の浄化槽整備事業への統合なども含め、今後どのような形態が町の将来にふさわしいのかを問い直して、方向性を明確にして対応していただきたいと思います。

7、緑水湖周辺施設の利用者の減少が顕著でございます。今後の運営について危惧を抱かざるを得ません。しかし唯一、祐生出合いの館は利用者がふえており、これはさまざまな企画を立案され、集客に努力された結果であります。周辺施設を一括して株式会社緑水園に指定管理をされたことは、施設相互の活用で相乗効果を上げる新たな企画も可能であることから、今後の総合的利活用の強化に期待をするものでございます。

8、一般会計の中でバス補助金の占めるウエートが少なくありません。年々減少する利用者数に反比例して補助金の額は増加の一途となっております。平成25年度では、前年度比で4.1%増の2,789万3,000円となっております。町民の移動手段の確保は重要な施策でありますけれども、将来への展望が見えてまいりません。利用実態と将来予測を踏まえ、より財政負担の少ない南部町ふれあいバスの活用など、交通手段のあり方について再度検討をお願いするものでございます。

9、法勝寺電車の修繕は終わりましたが、復元された車両が見られることもなく、電車の保管料が発生しております。修繕を急ぎ、展示場所の確保が後回しになったことによるものですが、早急に対策を講じていただきたい。その際、法勝寺電車の展示だけではなく、一式飾りや絵画、写真など、町の文化財展示施設として永続的に使用できる施設とならないか検討していただきたいと思います。

10、平成25年度の大きな事業の一つであった防災無線のデジタル化が完了いたしました。大きな災害が頻発する昨今、鮮明で聞きやすくなった防災無線は心強いものがございます。必要な情報を発信する手段として幅広い活用を図っていただきたい。

11、学校給食への地元産品の使用率が低迷をしております。一定の供給量確保が困難なことが地元産品使用の主な障害となっております。児童生徒への安心・安全な地元食材の供給と、町内農家の活性化のために町内農家と共同し、購入量の事前契約や生産拡大に向けての補助など、町内産品の使用率向上ができないか検討をお願いしたいと思います。

12、後期高齢者医療特別会計において、保険料の収入未済額をマイナスとしております。本来、納付者に還付されるべきものが行われていないものでございます。早急にこの処理を行うことは当然でありますけれども、このようなミスが生じない仕組みをつくることが重要であります。

また、定年を待たずに退職する職員も多くて、知識やノウハウの伝承にも留意をしていただきたいと思うところがございます。

次に、滞納に関する審査意見に移ります。

1、滞納における収入未済額については、一般会計では町民税、固定資産税、軽自動車税、保育料、公営住宅使用料、学校給食費、放課後児童健全育成負担金、生活保護費徴収金及び生活保護費返還金で計上されており、また、特別会計では国民健康保険税、住宅資金貸付金、宅地貸付金、後期高齢者医療保険料、下水道分担金・使用料、農業集落排水分担金・使用料、浄化槽分担金・使用料で計上されております。現年度・過年度の滞納総額は2億3,096万8,000円でありまして、前年度の2億3,575万4,000円と比較して、478万6,000円減少しております。

2、過年度の徴収率に関しては、住宅貸付金1.8%、宅地貸付金2.0%、農業集落排水分担金ゼロ%と、いずれも5%を下回る徴収率に終わっております。税等の公平性確保の観点から、過年度分の徴収率改善についても最大限の努力をしていただきたいと思っております。

3、昨年に引き続き、本年度も722万円の不納欠損処理（国民健康保険税を含む）を行っております。（平成24年度不納欠損額は、666万円）でありました。本来は南部町の歳入となるべき収入の減少であり、好ましいことではございません。その執行に際しては、未収金管理、滞納整理など、徴収事務全般について各課が連携することにより、不納欠損額の低減を図っていただきたいと思っております。

3、財政健全化判断比率について。町長より提出されました基礎資料等に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行いました。

健全化指標に関する監査意見。

1、実質赤字比率について。平成25年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字であったため、算定されておられません。

2、連結実質赤字比率について。全会計を連結した連結実質赤字額が発生しなかったことから、連結実質赤字比率は算定されておられません。

3、実質公債費比率について。平成25年度の実質公債費比率は11.9%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っております。また、平成24年度と比較すると、1.9%の改善がなされております。

4、将来負担比率について。平成25年度の将来負担比率は33.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っております。また、平成24年度と比較す

ると、8.4%の大幅な改善がなされております。

5、資金不足比率について。水道事業会計、病院事業会計、在宅生活支援事業会計、農業集落排水事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計、公共下水道事業特別会計、太陽光発電事業特別会計ともに資金不足額は計上されておられません。経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っております。

それぞれの指標について、早期健全化の基準内であることを確認をいたしました。本年度における指標を昨年度と比較した場合、各指数ともに良化をしております。特に昨年度に引き続き、将来負担比率が改善されたことは大いに評価できると思っております。今後については、公営企業の事業経営の安定化を図りつつ、人口減による税収の減少や一本算定による交付税の減少に対応できる財政とするため、引き続き財源確保や事業の効率化、経費削減など、計画的な財政運営に取り組んでいただきたいと思います。

4、水道事業会計について。水道事業会計の概要でございます。収支決算では、636万2,000円の損失、特別利益及び特別損失を考慮すると、1,634万4,000円の当年度純損失が計上されております。

総収益は、平成24年度の1億7,934万2,000円に対し、平成25年度は1億8,220万2,000円で、1.6%の増となっております。このうち営業収益は、平成24年度の1億7,533万円に対し、平成25年度は1億7,332万7,000円で、1.1%の減となっております。

総費用では、平成24年度の1億8,352万4,000円に対し、平成25年度は1億8,856万4,000円で、2.7%の増となっております。営業費用では、平成24年度の1億4,609万9,000円に対し、平成25年度は1億5,582万8,000円で、6.7%の増となっております。

収益的収入及び支出で主なものは、営業収益の給水収益1億7,181万1,000円の収入と、営業費用の減価償却費8,617万3,000円、営業外費用の起債償還利息3,137万7,000円の支出でありました。

水道事業会計の審査意見でございます。

1、有収率は88.4%、昨年度と同じでありました。目標である90%に向け、今後も漏水等の不明水解消に努めていただきたいと思います。また、布設管や施設の老朽化も見られることから、長期的視野に立った計画的な改善、改修を検討していただきたいと思います。

2、未収金は現年度分が295万1,000円、過年度分が1,169万4,000円であり

ます。前年度に比べ、現年度分及び過年度分についての徴収率が若干ではありますが、改善をしております。今後も未収金の徴収事務を徹底し、特に過年度分の徴収率の改善に努めていただきたいと思います。

3、限られた水道料金と、水道水を供給するための施設維持経費である水道事業において、健全な水道事業会計とするために料金改定が行われました。西伯簡水水道料金が引き下げられ、西伯上水料金と同じ料金となったことは、料金格差是正への前進であり、評価をいたすところでございます。また、さらなる水道料金の統一に向けて努力されているところでありますが、水道水の安全性を確保しながら、新たな上野水源の最大利用や落合浄水場の稼働抑制など、供給コストの削減を追求しながら料金の負担低減をも図っていただきたいと思います。

5、病院事業会計について。病院事業会計の概要でございます。当年度純利益で見ると、24年度の1億687万3,000円の利益に対し、平成25年度では254万4,000円の純利益となっております。

総収益は、平成24年度が24億4,204万2,000円に対し、平成25年度が23億7,495万5,000円であり、2.7%の減となっております。その主体をなす医業収益では、平成24年度が20億798万円に対し、平成25年度は19億3,721万6,000円で、3.5%の減となっております。

総費用では、平成24年度が23億3,516万9,000円に対し、平成25年度は23億7,241万1,000円で、1.6%の増となっております。その主体をなす医業費用では、平成24年度が22億1,802万6,000円に対し、平成25年度は22億4,631万9,000円で、1.3%の増となっております。

病院事業会計の審査意見。

1、病院経営の基幹となる医業収益が、平成24年度の20億798万円に対し、平成25年度が19億3,721万6,000円となり、若干減少をしております。医業費用は、平成24年度の22億1,802万6,000円に対し、平成25年度は22億4,631万9,000円と若干増加をしております。医業収益を改善するためにも医業費用の削減について大いに検討され、経営基盤の強化を図っていただきたい。

2、前年度に比べ、入院患者数は1,811人減の6万2,687人、外来患者数は4,765人減の6万6,126人と入院、外来ともに減少となっております。特に病床利用率の低下は医業収益に大きく関与し、また外来患者数の減少は受診者の範囲を狭めることにつながりかねず、早急な対策が求められます。関係機関との緊密な連携を図りつつ、患者数の拡大に努め、西伯病

院の能力を最大限に活用できるように努力していただきたいと思っております。

3、西伯病院の医療活動が住民に理解され、安心と信頼がもたらされるように努力をされてるところでございますが、「がん征圧宣言」の町として、各種がん検診の受診率が上がっていることは評価できます。その他の予防検診についても積極的に取り組まれ、住民の健康維持と疾病の早期治療に尽力をしていただきたい。

4、医療制度改革は2年に1回実施され、その都度医療制度も変更となります。国の医療制度の動向を十分に研究され、制度改革に積極的に対応することで、さらなる経営の安定化を図っていただきたいと思っております。

最後、在宅生活支援事業会計についてでございます。その概要でございますけれども、収支決算では、89万9,000円の利益が計上されております。前年度は271万4,000円の損失を計上しており、大幅に改善をしております。

総収益は、平成24年度の2,498万6,000円に対し、平成25年度は2,858万円で、14.4%の増となっております。

総費用は、平成24年度の2,770万円に対し、平成25年度は2,768万1,000円であり、0.1%の減となっております。

訪問看護収益を前年度と比較しますと、収益では居宅介護が1,167万円で、25.0%の増、訪問看護療養が1,687万6,000円で、7.9%の増となっております。費用で見ると、訪問看護費用が2,761万1,000円で、若干の減となっております。患者数では、居宅介護が1,400人で22.9%増加し、訪問看護療養については1,715人で、10.4%増加をしております。全体としましては3,115人であり、昨年度に比べて422人、15.7%増加をしております。

在宅生活支援事業会計の審査意見。

1、患者数が大幅に増加した結果、収支の黒字化が図られており、関係者の努力を評価するものでございます。今後も患者数の変化や患者のニーズに対応できる弾力的な経営を模索され、事業的にも収支的にも安定した事業となるよう、努力をしていただきたい。

2、地域の要請に対し、現在の陣容でどの程度カバーできるか、今後の陣容はどうあるべきかを検討をお願いします。医療支援を目的とする本事業が、住みなれた地域での生活を望む住民に安心を提供できる意味は大きいものがございます。今後は在宅生活支援を必要とされる方の増加が考えられることから、西伯病院や他の地域医療機関をバックとした医療と福祉の連携を強化し、安心感を伴った生活支援を提供する事業としての地位を確立していただきたいと思っております。

決算の審査報告は以上でございますけれども、平成25年度の決算は先ほども報告いたしましたとおり、公債費負担比率や将来負担比率などの改善とともに、地方債残高が過去最低額に減少するなど、財政指標が改善されており、好ましい結果となっております。

今後も引き続き財政の健全化に努められるとともに、一つ一つの事業が年々改善されて、より充実し、かつ有意義なものとなるように要望いたしまして、監査報告とさせていただきます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 本会の会議時間は、あらかじめ延長いたします。（「議長、動議」「休憩、休憩」と呼ぶ者あり）休憩。（「休憩」「休憩、動議」と呼ぶ者あり）休憩。

午後4時57分休憩

---

午後5時19分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

これで監査報告を終わります。

引き続き提案説明をお願いします。

議案第72号、南部町空き家等の適正管理に関する条例の制定について。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第72号を御説明いたします。議案書の19ページから御説明いたしますのでお開きください。南部町空き家等の適正管理に関する条例の制定について。

次のとおり南部町空き家等の適正管理に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例制定は、近年空き家が増加している状況を受け、空き家が管理不全な状態になることを防止し、安心して安全なまちづくりを推進するために制定するものでございます。

内容としましては、所有者等に対して空き家の適正な管理を求めるとともに、管理不全な空き家について一定の条件のもとで行政が関与できることとしております。

この条例の施行日は、平成27年1月1日としております。よろしく御審議いただきたいと思います。

続きまして、24ページでございます。議案第73号、南部町の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について。

次のとおり南部町の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する

法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例は、企業の進出及び既存企業の工場等の拡張を促進するため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、南部町内の企業立地重点促進地域における工場立地法の適用を受ける工場等に係る緑地面積率及び環境施設面積率の基準を緩和するため制定するものでございます。区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積数は、第3条の別表のとおりとしております。

この条例の施行日は、公布の日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、26ページでございます。議案第74号、南部町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

次のとおり南部町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、企業立地及び事業の高度化を促進、産業集積の形成及び活性化を図るため、地方税法第6条第1項の規定により、固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものです。

この条例の施行日は、公布の日としております。よろしく御審議ください。

続きまして、29ページでございます。議案第75号、南部町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について。

次のとおり南部町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例案は、国家公務員法施行令の一部改正に伴い、鳥取県町村職員退職手当組合の退職手当の支給に関する条例が改正される予定になっておることによるものでございます。

退職手当組合加入の町村では、定年前に退職の意思を有する職員の募集及び認定に関する条例を定めることにより、鳥取県町村退職手当組合の退職手当の支給に関する条例の改正後の支給率が適用されることとなっているため、今回制定をお願いいたしますものでございます。

内容としましては、年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の職員を対象として行う募集及び認定。職制改廃を円滑に実施するためを目的として当該職制に属する職員を対象として行う募集及び認定について定めるものでございます。

この条例の制定日は、平成26年10月1日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、35ページをお開きください。議案第76号、南部町社会教育委員に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町社会教育委員に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例改正は社会教育法の改定で、同法において定められていた委員の委嘱基準を条例で定めることとされたことにより、南部町社会教育委員に関する条例に委嘱の基準を設けるものでございます。また、基本法であります社会教育法に社会教育委員を置くことができるとありますので、委嘱の基準と合わせて設置の条項も設けるものでございます。

条例の施行日は、公布の日としております。

なお、現在の社会教育委員の任期は、平成27年3月31日までとなっておりますので、附則にありますとおり、現在の委員の方々は改正後の基準で委嘱をしたものとみなすこととしております。よろしく御審議をお願いいたします。

続いて、37ページでございます。議案第77号、南部町保育所条例の一部改正について。

次のとおり南部町保育所条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例改正は、現在建設工事を行っておりますすみれ保育園を認定こども園として開所するに当たり、現在の南部町の保育所条例を改正するものです。

認定こども園に関する条項を追加し、すみれ保育園をすみれこども園として名称及び位置を定めるものでございます。

条例の施行日は、平成27年3月30日としております。この日を施行日としておりますのは、実際の認定こども園の開所日に合わせるというものでございます。

なお、開園前に園児の募集を行いますので、附則の2によって準備行為を設けております。よろしくお願いいたします。

続きまして、40ページでございます。議案第78号、南部町自然休養村管理センター緑水園条例の一部改正について。

次のとおり南部町自然休養村管理センター緑水園条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは平成18年度の緑水園の改装工事の際に、部屋の名称、面積等が変わったにもかかわらず



ず条例の改正がなされておりませんでしたので、その改正を行うものでございます。

改正は、条例の別表の改正となっております。

条例の施行日は、平成26年10月1日としております。

経過措置としまして改正後の別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用するものとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

43ページでございます。議案第79号、南部町緑水湖湖面利用施設条例の一部改正について。

次のとおり南部町緑水湖湖面利用施設条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例改正は、平成19年度に手こぎボートを処分しておりましたが、その際に条例改正がなされておりませんでしたので、このたび改正いたすものでございます。

改正は、条例の別表中、手こぎボートを削除するということを行っております。

この条例の施行日は、公布の日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。

---

議案第80号

平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）

平成26年度南部町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,350千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,188,237千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年 9月12日

南部町長 坂本昭文

平成26年10月 日

決 南部町議会議長 青砥日出夫

---

5ページのほうをお開きください。地方債補正でございます。変更です。起債の目的、すみれ

保育園新築事業。限度額を補正前が4億9,220万円でありましたが、それを4億8,220万円にするものでございます。利率、償還の方法につきましては、従来と変わりございません。

10ページのほうをお開きください。歳出予算のほうから説明いたします。今回、職員の異動の関係によります給与関係がありますが、これは省略をさせていただきます。主なものを説明させていただきます。

まず、10ページの2款1項4目CATV管理費でございます。478万9,000円を増額いたしまして、5,190万6,000円とするものでございます。これはCATVの支障移転の関係の工事費がかさむ関係がございますので、この分で増額補正をお願いするものでございます。

7目財産管理費でございます。380万7,000円を増額いたしまして、1億4,125万9,000円とするものでございます。主なものといたしまして委託料でございますが、電算管理事務費の委託料でございます。社会保障・税制番号のシステム変更に関係しますものを計上させていただきます。

次に、15目さくら基金費でございます。479万4,000円を増額いたしまして、2,281万7,000円とするものでございます。これはがんばれふるさと寄付金事業で大変にたくさん今いただいております、件数もふえた関係で電算のシステムを導入しようと考えております。その費用の計上でございます。

16目企画費でございます。98万6,000円を増額いたしまして、4億2,255万円とするものでございます。主なものといたしまして老朽危険家屋等対策事業ということで、補助費を組ませていただいております。

17目地域自治振興費でございます。85万8,000円を増額いたしまして、6,924万7,000円とするものでございます。これはシルバー人材センターのほうでホームページの開設、あるいは受注関係をパソコンですということ、その分の補助ですもののでございます。

20の諸費でございます。362万4,000円を増額いたしまして、867万6,000円とするものでございます。これは主に福祉事務所の過年度事業の精算によります返納金のほうでございます。

22目合併記念事業費でございます。73万9,000円を増額いたしまして、2,894万円とするものでございます。10周年記念式典で表彰者の数がふえた関係で、その関係の費用を計上させていただきます。

次、13ページのほうをごらんください。3款1項2目障がい者福祉費でございます。342

万円を増額いたしまして、2億7,292万2,000円とするものでございます。これは更生医療給付事業でございまして、受給者の方が生活保護になった関係で、その費用を更生医療のほうで見ることになる必要があったということでございまして、こちらのほうに計上させていただいております。

4目高齢者福祉費でございます。151万4,000円を増額いたしまして、2億1,778万8,000円とするものでございます。主なものといたしまして介護保険対策事業、これも広域連合の負担金でございますが、その分と、それから介護予防地域支援事業委託料ということで、大国地区におきまして「はつらつ体操教室」を開設するという補助金を組んでおるところでございます。

7目の少子化対策費でございます。100万円を増額いたしまして、774万8,000円とするものでございます。これは私立幼稚園に対しまして幼稚園の入園料、保育料の一部補助を行うということで計上させていただいております。

それから次、14ページのほうに移っていただきまして、3款2項1目児童福祉費総務費でございます。88万1,000円を増額いたしまして、1,245万5,000円とするものでございます。これは助産施設・母子生活支援施設入所措置ということで利用者の方がありますので、今回増額補正をさせていただくものでございます。

次、2目の児童措置費でございますが、458万2,000円を増額いたしまして、2,327万3,000円とするものでございます。これは病児・病後児保育の関係の費用でございますが、大変に利用者が多くて、そのために無料化した関係が主でございますが、非常に利用者が多くなったということで、その費用を計上させていただいております。

それから、5目の保育園費でございます。41万5,000円を増額いたしまして、10億4,948万5,000円とするものでございます。これは組み替えが1件ありまして、すみれ保育園の新築事業の中で工事請負費を減額いたしまして、備品購入費のほうに組み替えを行うものがあります。これは備品購入のほうに備品の品目が決定いたしまして、工事費の請負残のほうからそれを回させていただきたいと思っております。

それから次は、16ページのほうをお開きください。4款5項1目上水道費でございます。646万5,000円を増額いたしまして、1億6,214万8,000円とするものでございます。これは上水道事業への負担金ということで、高料金対策によります繰出金のほうを計上させていただいております。

5款1項1目農業委員会費でございます。202万5,000円を増額いたしまして、1,3

37万9,000円とするものでございます。これは農地台帳システムのほうを整備するという  
ことで、農地の情報を一括管理するというところでございまして、その整備費用として計上させて  
いただきました。

5目の農業振興費でございます。464万2,000円を増額いたしまして、1億1,666  
万9,000円とするものでございます。これは柿ぶどう等の生産振興事業というのが新規で来  
まして、この分の予算、それから霜害対策ということで、この分につきましても費用を、農薬の  
補助でございますが、この分を組ませていただいております。

それから、17ページの中ほどでございますが、5款2項2目林業振興費でございます。10  
3万4,000円を増額いたしまして、4,428万3,000円とするものでございます。主  
に林道管理費の関係で、林道ポケット、土砂が堆積することがありまして、その土砂を撤去する  
ということでございます。その工事費を組ませていただいております。これは災害を未然に防ぐ  
という形で計上するものでございます。

6款1項2目観光費でございます。105万9,000円を増額いたしまして、2,091万  
4,000円とするものでございます。これは次ページになりますが、工事請負費、それから備  
品購入費組んでおりますけども、交流の館を改修いたしまして町の観光案内所を整備したいと考  
えておりますので、その費用が主でございます。

それから、7款2項3目道路維持費でございます。43万円を増額いたしまして、4,811  
万3,000円とするものでございます。これは行政要望事項等の実施のために、需用費を減額  
いたしまして工事費のほうに組み替えするものが主でございます。

20ページのほうをお開きください。9款3項2目教育振興費でございます。151万5,0  
00円を増額いたしまして、1,409万6,000円とするものでございます。教育振興助成  
事業ということで、南部中学校、法勝寺中学校のクラブ活動が非常に優秀な成績をおさめられま  
して、中国地区、あるいは全国大会等に出られましたので、その係る経費を補正をさせていただ  
くものでございます。

次、21ページでございますが、10款1項3目林業施設災害復旧費でございます。319万  
9,000円を増額いたしまして、320万3,000円とするものでございます。これは8月  
6日豪雨災害の関係で林道が崩れておりまして、そこの測量設計費を計上させていただくもので  
ございます。

次、はぐっていただきまして、給与費明細書をつけております。これについては当初予算の計  
上時から異動した者を計上しておりますので、1名の増員ということでその分の費用の内訳を書

かせていただいております。

それから次ですが、25ページのほうですが、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。これは先ほど申しましたが、すみれ保育園の関係で起債を工事費のほうで組んでおりましたものを備品にかえた関係で、起債対象から外れるというものが出ますので、1,000万、今年度中の発行額を減額したいと考えております。

7ページのほうにお返りください。歳入のほうを御説明いたします。主なものを説明させていただきます。

14款1項1目民生費国庫負担金でございます。215万円を増額いたしまして、3億4,836万9,000円とするものでございます。主なものといたしまして自立支援医療費国庫負担金ということで、更生医療の先ほど申しましたが、その事業費がふえた関係でその分に関係します国庫の歳入でございます。

それから、次の14款2項1目総務費国庫補助金でございます。125万9,000円を増額いたしまして、3,374万3,000円とするものでございます。これは社会保障・税番号制度のシステムの構築に関係します国庫補助金の増加が主なものでございます。

8ページのほうでございますが、15款1項1目民生費県負担金でございます。107万5,000円を増額いたしまして、1億4,217万4,000円とするものでございます。これは自立支援医療費県補助金ということで、先ほどの更生医療の関係の県の負担部分でございます。

それから、次の15款2項2目民生費県補助金でございます。97万1,000円を増額いたしまして、2億956万2,000円とするものでございます。これは産休代替職員の補助金でございます。保育士が2名産休代替に入る関係がございますので、その補助金をいただくものでございます。

その下の4目農林水産業費県補助金でございます。527万円を増額いたしまして、1億5,682万6,000円とするものでございます。先ほど申しました農業委員会の農地台帳システムの整備事業、それから鳥取柿ぶどう等生産振興事業の補助金ということで、県の補助金を計上するものでございます。

次、15款3項3目農林水産業費県委託金でございます。50万を減額しまして、ゼロにするものでございます。これはこの後に出ます20款5項5目雑入のところに關係しますが、農地中間管理機構調整業務委託金が県のほうではなくて機構のほうから入ってくる関係で、県の補助金から減額し、雑入のほうに増額をさせてもらうものでございます。

19款1項1目繰越金でございますが、3,815万7,000円を増額いたしまして、7,917万円とするものでございます。これは収支の調整を前年度繰越金のほうで賄うものでございます。

20款5項5目雑入でございますが、919万8,000円を増額いたしまして、1億1,751万6,000円とするものでございます。主なものといたしまして南部箕蚊屋広域連合の負担金の精算金のほうが返ってきましたので、この分を歳入で上げさせていただくものでございます。

21款1項2目民生債でございます。1,000万円を減額いたしまして、4億8,220万円とするものでございます。先ほど起債の残高のところでも申しました保育園の建設に関しまして工事費のほうを減額し、その分、備品購入のほうに回した関係で、工事費部分で予定していました起債の減額を行うものでございます。以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第81号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。議案第81号について説明いたします。

---

#### 議案第81号

##### 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成26年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,999千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年 9月12日

南部町長 坂本昭文

平成26年10月 日

決 南部町議会議長 青砥日出夫

2 ページをごらんください。まず、歳入でございますが、第 5 款諸収入、第 2 項還付金及び還付加算金を補正前の額 2 0 万円を 1 7 0 万円増額し、1 9 0 万円とし、歳入合計 1 億 3, 3 9 9 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

歳出のほうでございますが、第 3 款諸支出金、第 1 項償還金及び還付加算金、補正前の額 2 0 万円を 1 7 0 万円増額し、1 9 0 万円とし、歳出合計 1 億 3, 3 9 9 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

詳細につきましては、4 ページをごらんください。まず、歳出でございます。これは先ほどの後期高齢者医療特別会計の決算でもお話ししましたとおり、保険料のほうで還付未済金が生じておりまして、還付をするために過年度保険料を不足額 1 7 0 万円を増額いたしまして、1 9 0 万円とするものでございます。この財源としましては、上にあります諸収入のところでございますが、還付金及び還付加算金といたしまして、後期高齢者広域連合のほうから同額の 1 7 0 万円を歳入するものでございまして、合計 1 9 0 万円となるものでございます。以上、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第 8 2 号、平成 2 6 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）。

企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。

---

議案第 8 2 号

平成 2 6 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 6 年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3, 1 9 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 1, 5 1 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 9 月 1 2 日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成 2 6 年 1 0 月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

4 ページをお開きください。これにつきましては、まず歳入のほうから御説明をいたします。中国電力に対しまして系統連系のための工事負担金を平成25年度に支払っておるところでございますが、7月に額が確定をいたしまして精算金として1,319万2,000円の払戻金が生じまして、これを雑入で受けるものでございます。

次に、歳出を御説明いたします。この工事負担金は起債借り入れの対象となっておりましたので、この払戻金を原資としまして起債の繰り上げ償還を行うものでございます。

2款公債費のうち1目元金部分につきましては、償還額としまして1,320万円を補正をいたしまして、1,420万円とするものでございます。

また、繰り上げ償還に伴いまして支払い利子が減少いたしますので、次の2目利子部分、これを103万3,000円減額をいたしまして、これに起債の端数部分8,000円、これを除いたところで4款予備費に102万5,000円を積むものでございます。

続きまして、資料の5ページ、地方債の現在高の調書でございますけれども、太陽光発電事業債につきまして前年度末現在見込み額5億1,100万円、当該年度中見込み額のうち当該年度中償還元金見込み額1,320万円、当該年度末現在見込み額4億9,780万円となります。

説明は以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第83号、平成26年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）。

上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。議案第83号、平成26年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

総則。第1条、平成26年度南部町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、平成26年度南部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。第1款水道事業収益2億2,878万2,000円に補正予算額959万4,000円を増額いたしまして、2億3,837万6,000円とするものでございます。その内訳としましては、第1項営業収益1億8,937万8,000円に313万円を増額いたしまして、1億9,250万8,000円。第2項営業外収益3,940万4,000円に646万4,000円を増額いたしまして、4,586万8,000円となるものです。

支出ですが、第1款水道事業費用2億3,478万2,000円に959万4,000円を増



額いたしまして、2億4,437万6,000円とするものでございます。その内訳ですが、第1項営業費用1億9,878万2,000円に959万4,000円を増額いたしまして、2億837万6,000円となるものでございます。

他会計からの補助金。第3条、予算第10条中「1億5,567万9,000円」を「1億6,214万3,000円」に改める。内訳でございますが、5ページと6ページで説明させていただきます。

最初に支出のほうですが、6ページをごらんください。支出のほうでございます。水道事業費用といたしまして、配水及び給水費を1,206万2,000円に661万3,000円増額いたしまして、1,867万5,000円とするものです。その内訳は、給水配水管の修繕費を639万7,000円、水道メーター交換委託料といたしまして21万6,000円。

3目の受託工事費773万3,000円を298万1,000円増額いたしまして、1,071万4,000円とするものでございます。これは県道移転とかの受託工事費用が増額になったものでございます。

前のページの5ページをごらんください。収入について御説明いたします。1款水道事業収益でございます。営業収益の3目受託工事収益でございます。260万の既決予定額に313万円増額いたしまして、573万円とするものです。これは先ほど支出いたします受託工事収益の工事補償金でございます。

2項営業外収益、3目他会計補助金338万円に646万4,000円を増額いたしまして、984万4,000円とするものです。これは平成26年度の繰り出し基準によりまして簡易水道が高料金であるということが該当しておりますので、その一般会計補助金を歳入するものでございます。以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第84号、町道路線の認定について。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長です。議案書の46ページをお開きください。議案第84号、町道路線の認定について。

次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは新たに町道として1路線の認定をお願いするものです。路線名、起点及び終点については議案書記載のとおりでございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、1ページめくっていただきまして47ページ。議案第85号、町道路線の変更に

ついて。

次のとおり町道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは町道1路線の変更をお願いするものでございます。起点及び終点については議案書に記載しておるとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

続いて、48ページ、議案第86号でございます。辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について。

★牛辺地に係る公共的設備を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を変更するので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これは今年度から町道★牛行者山線改良事業を行うに当たり、★牛地区の辺地計画にこの事業を追加し、それにより事業費及びその財源内訳に変更を生じるため、当該辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更をお願いするものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑は会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。また、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いいたします。

議案第57号、平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案57号……（「総括的にやってください」と呼ぶ者あり）はい。（「静かに」と呼ぶ者あり）静かにお願いします。3点を質問いたします。

まず、25年の決算におきましては、人件費の総額が減っています。監査の意見でも早期の退職者が多いという指摘があります。経験豊富な職員が退職していかれるということは職員力の低下にもつながるおそれがありますが、早期退職の理由があるのか、何か特別にあるのか、その点を危惧するものですから伺います。

2点目は、自主財源の確保には基幹産業である農業の振興が重要と監査意見が指摘しております。私も町の自主財源を中心に、中核的に支えるのは農業だと、その振興なしに町財政の安定はおぼつかないと思っておりますが、その点についての町長の所見を伺います。

それから、3点目、基金残高が合併以来最高の35億8,705万2,000円となっていま

す。このことは監査意見でもこの基金の活用と健全な財政運営の両立を求められているということで、きちんとした指摘だと私は思いますけれども、そのことが先ほど総務課長の総括的な説明の中で、地方交付税の算定との関係、基金の保有高と、それからいろんな起債の比率とか、そういういろんな指標が地方交付税の算定に影響があると。だから、その辺を目配りしながら、あんまりお金を残すばかりが賢いやり方ではないというような意味ではないかと思ったんですけども、そういう考えではないのかという確認です。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。まず、人件費の関係でございますが、これは給与改定があったり、それから退職者があったりということで減ってきたわけでございます。それで、確かに経験のある職員がやめるということは非常に大きな痛手でございまして、町のほうでも積極的にそれを勧めているわけではございません。最近のかなり退職があったわけですが、これは最近では自己都合の退職ということで、自分の都合で引きとめてもやめさせていただきたいというパターンでございました。昨年は自己都合の退職者もおりまして、それから定年退職の方もおられましたので、うちのほうから積極的に今、勧奨制度も行っておりませんので、積極的に退職を勧めているようなことではございません。

それから、3番目の基金残高の関係ですが、これは先ほど交付税の関係で申しましたのは、交付税の算定に当たっていろんな指標があるわけですが、借入れ、起債を起こした場合、交付税で戻ってくるものがあるわけです。国が見ている分ですね。約束して後から70%を交付税措置でしますとか、そういうものがありますので、どんどん交付税が膨らんでいって喜んでみたときに、そういうものがふえて交付税がふえるようなことをしてはいけないということです。ですから、幾ら交付税で起債の幾らかは見られると言っても残りは自己財源でするわけでございますので、交付税がふえたから喜ぶという話じゃなくて、起債を起こすこと自体を考えながらしないといけないという立場で言ったものでございますので、その指標が上がったから交付税が変動するというものではございません。あくまで交付税のほうに返ってくる、交付税で返してもらうものがありますので、ただそれが返ってきて、どんどん起債を借りました関係で返ってきて多くなってもそれは交付税がふえたことにならないと。実質その交付税がふえて喜ぶことにならないということと言ったまででございますので、御理解いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。農業振興についての所見ということですが、産業として農業が成り立って町民の農家の所得がふえていけば、これにこしたことはないと思っ

ております。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 監査の意見は、ちょっとニュアンスが違うんですよ。町税を豊かにしていく、町税を豊かにするというので、町財政ということではなくて町民が豊かになるというところがなければ、この町そのものが衰退していくことになってしまうわけですから、やっぱり町政に責任を負う町長が……。

○議長（青砥日出夫君） 疑問点だけについて質問してください。

○議員（5番 植田 均君） なればいいというような……（「一般質問なら」と呼ぶ者あり）  
ことではいけないではないでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 終わりますよ。（「ないでしょうかで終わっとる」「意見だ」「意見」「町民が豊かになればということのをさっき言いましたよ」と呼ぶ者あり）うん。（「進行、進行」「町が豊かになればって言うておりませんよ」「答弁」と呼ぶ者あり）  
次、ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 質疑いたします。3点です。

先ほど植田議員が質疑した1つの点、いわゆる町長にお聞きいたします。課長には委員会でお聞きしますから。この間の、この資料の中ではどれを見たらよかったかな、16ページですね。13、14、15、16、この決算資料の分でいきます。いいでしょうか。

町長、この間、平成16年合併後から10年間の地方交付税等の資料が出ていることや、この間の公務員の職員の減った分ですね。それから、財政の指標等が出ているんですよ。これを見て率直に感じたのは、合併後の10年間で合併してお金が来なくなって、交付税が来なくなって大変だと言ったんだけど、10年間は一本算定ではなくちゃんと見てくれたと、国がですね。ところが、この間、何してきたかといったら、町が先ほど言った基金もたくさん残って過去最高になってきたというのは、それもそのはずで、この間、当初188名いた職員が124名に減った。ですね。これがことしの決算見ても一番大きなのが、やっぱり職員の減がこの町の財政を、私は括弧つきやと思うんですけども、よくしている。いわゆる比率から見て安定圏内に入っているというのは、私は端的に言えば、この10年間の職員の減だなと思ったのと、もう一つは、どこの町でも国から言われてきて仕方がない、いわゆる民営化です。指定管理等でことごとく経費を削減してきた例というのはあるんじゃないかと思うんですよ。私は、町長、どうでしょうか、今回、それを検証すべきではないかと思うんですよ。なぜかという、平成26年以降、今度一

本算定が始まると。これもちょっと次の予算では述べたいんですね。一本算定すると言いながら、六団体に押されてお金を確保すると言ってきましたからね。地方交付税確保しますよと言ったから、生まれれば27年度はそんなに交付税、減らないと思うんですよ。でも、町は国と一緒に鳴り物入りで合併した10年が大変だってやってきた結果が職員を減らして、いわゆるお金も健全財政をしててお金も残っていると。とすれば、合併前から比べて一番しわ寄せが行っているというのは、住民サービスを受ける住民ではないでしょうか。そういうところで、町長、どう考えているかですね。職員が減った分は、例えば今回この決算の資料を見たら、複数にわたる課からどういう意見が出てくるかという、臨時職員では継続的な仕事ができないので、非常勤にかえてもらえないしはかえてほしいという意見が出てました。でも、ここに書いてあることを私たちが解釈すれば、非常勤じゃなくて本当は正採用ではないかというふうに思うんですよ。そういうところから見たら、町長、この間の10年間の検証というのは要と思うんですが、私は、そのことをお聞きして委員会でも課長に意見を求めていきたいと思うんですよ。この間の10年間を見て職員は減った。仕事はどんどん出した。その中の一つに地域振興協議会へ出した仕事もあります。従来、敬老会は職員が当たってたのが住民がするようになった、そういう問題ですね。そういうことも含めて、サービス低下という点からどうなのかという点をお聞きしたいのが1つです。

それから、2つ目は、これは監査の意見を聞いててなるほどと思ったのは、監査は中身でなくでどういう監査をするかというのは議員も一緒に、本当に住民の財産を守る立場で町が働いているのか、決算等もしてきたのかという点でいえば、この平成25年度というのは過去何十年かにわたってあった県営で町営になったゆうらくが、この25年度で無償譲渡されたわけですよ。そのことが予算の中の決算のどこに出てるかといったら、この分の一番最後のところのここにしか載ってないんですよ、229ページの25年度財産に関する調書。この中で行政財産が減ったという、建物が6,493平米が減りましたよと、こう書いてあるんですよ。普通財産に至っては年度内にやったもんだから、もう指標の変化もないんですよ。しかし、町長、考えてみれば、今度の会計でも述べたいと思うんですが、準備するのに町職員が上げてきて町も多額なお金を使ってきたものを、今回無償譲渡したわけですよ。それで、私がお聞きしたいのは、こんなふうにここで見てもわかるように、財産に関する調書では何割かを占める6,493平米の建物がなくなっている。これを無償譲渡した。この監査も書いていませんが、適正に処分されたのかという点でいえば、無償譲渡は地方自治法や財務規則のどこを対象にしてなされたのかというのはやっぱり私わからないんですよ。その説明を求めておきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。合併後、職員の数が大幅に縮減になったと、住民サービスにしわ寄せが来ているのではないかと御指摘でありますけれども、確かに職員の数が減れば住民サービスが低下するということはあろうと、このように思っております。そういう意味で、どこの辺に新しい南部町の職員数というものを持っていくのかというのはなかなかわからんわけでありまして、行政運営をする中で少しずつ御理解も図ってきたと、こういうことだろうと思っております。

それで、一番参考になりますのは類似団体別の職員数というのがございます。その中で、我々の1万2,000人程度の町の類似団体の大体職員数というのは、私が今、ちょうどここへ資料がないのではっきりしたことは申し上げられませんが、60人台とか70人台というのが、これは極端な例ですけど……（発言する者あり）でございます。そういう類似団体の例を見ますと、これは面積やいろいろ違ってまいりますので、ただ人口だけでは言えないというふうに思うわけですが、実際そういうことがあって、大体100人の住民の皆さんに対して1人職員の基準を設ければ、大体120人程度ということになるわけです。そういうことが一つの新しい南部町の職員数として当面目指していくべき職員数ではないかと、このように考えてマネジメントしてきたというふうに思っております。

それといわゆる、例えば総務課長は両町に1人ずつおりましたので、これが一緒になれば1人で済むというような面があって、これは当然職員の縮減ということがあってしかるべきだというふうに思っておりますし、それからそういう合理化に対する取り組みに対して、国も頑張る地方の応援を交付税などで行ってきたと、それを後押ししていただいたということになっております。

それから、さっき振興協議会のお話が出ましたが、結局、地方公務員は生首は切れんわけでありまして、合併当初のはっきり言えば余剰な職員を活用して合併の成果を実感していただくようにこの地域にサービスをする、そういう仕事をしていただいたというぐあいに私は思っております。これは当初からずっと御批判をいただいてきたので、何ぼしても意見は合わんと思っておりますけれども、そういう活用の仕方をして地域振興協議会の立ち上げをやってきたということでございます。

それから、基金も適当といましようか、ふえて財政状況としては非常に喜ばしい結果になっておるわけです。その反面、サービスが減ったのではないかとということですが、同じ決算資料の14ページをちょっと見ていただきたいと思います。14ページの扶助費というのがございます。16年度が3億8,509万4,000円という扶助費になっております。これが平成25年度では8億7,682万8,000円ということで倍増しております。こういうところにしっかり

財政を投入してきたというぐあいに御理解をいただきたいと、このように思います。サービスが低下したというぐあいに言われれば、これはどうしようもないわけですが、金額的にはこのようにサービス低下にならないように扶助費などは倍増させておるといことでございますので、御理解いただきたいと。大体、そういうところでいかがでしょうか。

ゆうらくの譲渡についての根拠は、総務課長のほうから答弁します。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほどの根拠の法令ということでございますが、地方自治法の96条第1項第6号、この中で条例に定めるもののほか、財産を交換し、出資の云々がありまして、適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けることがございまして、議会の議決をいただいて行っているということでございますので、御理解いただきたいと。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長がおっしゃった住民へのサービスが、扶助費がふえているのではないかと。私も確かにこれ見て思ったんですが、これについての中身は委員会の中で課長等に聞くことと、扶助費から町単独でしたものがあるのか。扶助費には大方、国、県があるものから一概には言えないなと思ったんですけども、そのことについて聞きたいと。思います。

町長、決算するに当たって、この10年間を振り返って公務員の生首切ことはできないとおっしゃったんですけども、私は、何で町長が生首を切ることを考えないといけないのかなと思うんですが、町長、こういう考え方についてどうでしょうか、意見聞きます。60数名の町職員が、公務員がこの南部町からいなくなりました。もしかしたら米子や町外の方もいらっしゃったかもわからない。この方々が正規の公務員でいたときには所得があって税金も払っておったわけです。南部町に60数名の職場が1つなくなったということが言えるのではないかと。そうですね、経済波及効果から考えたら、1つは、そういう点から考えて今後、この10年間を総括する中で、今後、公務員の数をどういうふうに確保するかということを考えてほしい点でどうかということが1つですね。

2つ目は、言ってみればその代償としてしたのが、言ってみれば非常勤特別職とか、ワーキングプアに少し足したような感じでいったから、なかなか所得が上がっていかない住民がふえてきた。ここにもかしたら町の公務の仕事の中でもそういう中に括弧つきの、私は悪いほうでの貢献もあるのではないかと。指摘についてどうお考えでしょうか。そのお金は一体どこ行ったのか。基金とは別に住民がよく言っているのは、働く人を少なくしてサービスは住民に渡して、一

体どこにお金が行っているのか。建物を建てたり、大きなところに業者や建設業に行ったのではないかという批判にはどうお答えですか。それをお聞きします。

それと、次のゆうらくの点についていえば、これもこういう考え方どうかと聞きます。今、県も県の施設なんか外へ出そうとしています。例えば厚生事業団、障がい者施設とかほとんど介護保険以上にお金にならないところです。そういうところですら県は土地や建物を無償で渡したら県民に対して言いわけが立たないから、幾らかの利用料を払えということを今、県が言っているそうです。私は、これは受け取る側から見たらいろんなマイナスもあるけれども、全体的な公平なあり方として……。

○議長（青砥日出夫君） 真壁議員……。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、済みません。いいのではないかとと思いますが、うちの場合は……。

○議長（青砥日出夫君） 質疑をしてくださいね、考え方じゃなくて。

○議員（13番 真壁 容子君） ゆうらくの場でないので、町長として聞くんですけども、うちの場とすれば、総額22億を超した建物を無償で渡したということについて、今の県の考え方から見てどうなのかという点が1つと、やはりわからないのは幾ら、今後心配しておりますのは、どのような財産でも今の地方自治法と町の財務規則で無償ですということはあり得るのかということです。拡大解釈も甚だしいのではないかという指摘にはどうお答えですか。少なくともどこを読んでも対価なくしてとは書いてあるけれども、無償で譲渡するというようなことについて何ら言及されていないということについてどうお考えでしょうか、町長。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） ちょっと質疑がずれと思うんですけどね。25年度の一般会計歳入歳出決算の疑問点についてを……。

○議員（13番 真壁 容子君） 疑問点です。

○議長（青砥日出夫君） 疑問点、どこにありますか、それは。

○議員（13番 真壁 容子君） そやから言ってん。根拠言ってん。

○議長（青砥日出夫君） 根拠じゃなくて。もうそれは決算で終わってるじゃないですか、前に。

○議員（13番 真壁 容子君） ここにあるじゃないですか。決算で終わらしたら決算審査することないですよ。ここに書いてあるから言ってるんです。どこに書いてあるかというのと、ゆうらくについては229ページ、25年度財産に関する調書。この中に書いてある。

○議長（青砥日出夫君） それは調書だがん。そのどこが疑問なんですか。

○議員（13番 真壁 容子君） だから、なぜかと聞いてるんで、ここに書いてある。議長、時間



がもったいない。あなたが言うことない、答えること……。

○議長（青砥日出夫君） 時間がもったいないのは、あなたの質問ですよ。

○議員（13番 真壁 容子君） よく言いますわ。お答えさせてください。総括質疑ですよ。

（「答弁を」と呼ぶ者あり）町長しか答えられない。こんなこと委員会で言えませんか、課長に。（「いい」と呼ぶ者あり）いいよね、町長、いいよね。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。まず、公務員の数をどう確保するかということですが、先ほど申し上げたように南部町は、大体住民100人に1人程度の職員で運営できるのではないかと考えております。ということは、まだ少し多いというぐあいに思うわけです。今、1万1,400ぐらいですね。ですから、まだ少し多いというぐあいに思っておりますし、そうかといって私のほうから近年職員に勧奨したことはございません。結婚で退職されたり、あるいは自己都合でいろんな考え方で退職なさるといことでして、私のほうから勧奨を近年は全く行っておりませんので、そういうことを御理解いただきたい。これは本人のお考えでそういうぐあいになっておるといことであります。ワーキングプアをつくってというようなこともおっしゃいますけれども、ワーキングプアにならないように社会保障制度にできるだけ参加をしていく、そういう仕組みをつくらんといけんということだろうと思っております、これは別に公務員だのなげなできんわけじゃないわけですから、例えば保育園の臨時職員だとか非常勤職員という人を伯耆の国のほうへ採用していただいて、正規職員化をして社会保障制度に堂々と参加をしていただくと、こういうことをやってきたわけですので、御理解いただきたいと思えます。

それから、ゆうらくの件については一般質問でも通告いただいておりますし、またそこで議論すればいいわけですが、大体この議論はうんざりするぐらいやったというように思っております。結局、自分のそのお考えが先あって、そこにどうしても町長や町の考え方を向けさせようとお考えになるからなかなか理解できんというぐあいに私は思います。何度も言ってきましたように、有償譲渡だと補助金の返還があるということを言ってきました。南部町全体から国や県の補助金が出ていけば、これこそ大損になるわけです。そうでしょ。ですから、無償譲渡ならいいと国や県からも許可をもらってやっておるといことですから、御理解いただきたいと思えます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 時間とって申しわけございません。町長の答弁なんですけれども、ゆうらくを個人的な思いで私はこの公の場所使ったつもりありませんので、町長がそんなふうに捉えるって非常に視野の狭い捉え方だなと思うんですけども、求めておきますのは230ページ

の決算に出ている平成25年度財産に関する調書の中で、土地及び建物の行政財産が今年度6,493平米がなくなっています。このことについて、これは町民の貴重な行政財産がなくなってきたことですから、例えばこの行政財産を過去にわたって町の職員や町の財政でどのようにつくってきたのかと、それを今回なくすに当たってですね。決して町長に、あなたが反対やからとか思ってる、私はそんなこと言うてん違うんですよ。町が、町職員やみんなが頑張ってきたものが25年度に譲渡したと。であれば、この譲渡した、今回なくなった財産ですね、この財産を町がどういう目的でどのようにつくってきたのかということを経括としてわかる資料を今回の決算で提出していただけないか。どのように取り組んできたのか。これは貴重な資料になると思うんですよ。町が総力挙げてつくってきた施設ですからね。そういう意味でいえば、それを町長とすればそれを無償譲渡することで完結させたのかと思うんですけども、私たちは……（「質疑じゃないよ」と呼ぶ者あり）町の歴史の中に残しておくべきだと思うんですよ。そういう意味では、決算で今後言えなくなりますから……（「質疑じゃないが」と呼ぶ者あり）今回の決算に出るに当たって、ゆうらくの取り組んできた経過についてまとめたものを出していただきたい、このことについて求めておきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 次、行きます。

議案第58号、平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。  
13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 国民健康保険税については、これは詳しいことは委員会で聞きますが、町長にお聞きいたします。

今回、資料で見たら前年より医療費が上がっているんですよ。ところが、人は減ったんだけど……。何ページか、わかるのは……。町長、申しわけない。500……。これを見たらわかる、わかりませんね。これ言っちゃったら個別質問になると言われるから、言わない。減ってきています。数字は聞きません、減ってきています。ごめんなさい、医療費が上がってきています。国保会計とすれば、今回一般当初は、ところが当初予算よりも、当初の見込みよりも今回少なくて済みました。これどういうふうを考えるか、町長ね。国保会計はお金が要るところから来るから、医療費が決まってから金額決まるから、医療費の決め方が大事だと思うんですけども、今回の決算見て医療費は上がっているんだけども、当初の今年度の目的よりは少なくて済んでいる。これについて医療費の増と医療費の見積もりの仕方について、どのような問題があると考えてるかというのが1つ。

2つ目は、それでも国保は大変だというのはわかりますから、この件について町長に聞いてお

いて、町長の答弁を聞いて担当課に委員会で質問しますが、健康管理センターの管理費というのを国保会計から払っているんですよ。これはなるほど、特別調整交付金の417万充てるのはわかります、国から来るから。一般財源を国保会計から出している。この306万8,457円という決算があったんですけども、これは国保会計ではなく一般財源から入れるべきではないかという点についてどのようにお考えか、町長のお考え、聞いておきます。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。国保会計から繰り出しているということでございますが、一般会計から基準の中で繰り出してその分から払っておりますので、結果的には一般会計から出しているということになると思っております。以上です。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。医療費の見積もりということですが、これは非常に難しいわけです。大体予算を編成するときに、25年度の予算をつくるだったら23年度のものを見て、医療の動向を見てやると。24年はまだ動いておってわかりませんからね、23年度のもの。たまたま23年度は、たしか私の記憶では医療費が随分かかっておったというぐあいには思っております。そういうことを見込んで25年度の予算を組んだと、このように記憶しております。そしたら、幸いにこういう結果になったということですから、それはそれでよかったのではないかと思います。この場でちょっと紹介しておきますけど、全国的に1カ月に保険給付でする最高額というのが出ておまして、お一人保険給付で1億4,000万円、1カ月に。そういう保険給付のこれが日本の最高です。そういうことが、患者さんが出れば、規定にあれば払っていかざるを得んという、いかざるを得んと言えればちょっと言葉が悪いかもわかりませんが、払うわけですよ。したがって、非常にそういう意味では予測がつきにくいわけでありまして。赤字予算は組めませんので、適当に抑えて、医療費を抑えて保険税があんまり上がらんような予算組んでみても、これは結局、支払いができませんようになって困りますので、ある程度見込みを立てていかんといけんと。その見込みは確定した、25年度の場合だったら23年度のものでいくということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

それと、もう1点は、2年に1回、診療報酬の改定があるわけですね。こういう診療報酬改定の中での議論や、どのようなことになるのかというようなこともある程度参考にしながら医療費を積算するということになろうと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 確認ですけども、国保の分は、担当者のところで課で聞けないか

ら聞くんですが、先ほど総務課長が言いなされた、例えば国保会計に書いてある特別調整交付金と一般財源の157万7,000円というの、これは法定外で一般財源から来ていると解釈しているわけですか。南部町の国保会計は、法定以外は一般会計から出していないというふうに認識しているんですよ、私は。そうではないですか、その確認です。6,000何万の一般会計繰入金ってあるんですよ、それは全て法定繰り入れですよ。その回答です、どうですか。知りたいのは、法定外繰り入れをやっているのかどうか。財政担当ですね、教えといてください。（発言する者あり）そしたら、委員会で出してもらったらいいです。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。委員会のほうで答えさせていただきますので、担当課のほうから答えますので、お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次、行きます。

議案第59号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） お聞きします。監査報告にはあったんですけども、保険料の納付還付が未処理となっていたということで、今回もまた補正予算で、26年度の補正に出ていますね。私は、以前は退職者保険ということで、直接この該当自治体が管理しておったんですけども、今度はこれが後期高齢者医療保険という制度というので全県一本になっていますね。こういう中で、やはりその実態というのをつかむのが、当該自治体が遅くなるんじゃないかというぐあいに思うんです。おくれた理由の一つが、それがああるんじゃないかということはどうでしょうか、お聞きします。

それから、私も内容はよく知らないですが、全国ではよく保険料について、あるいは医療について、後期高齢者の方の。それで相談というんですか、お聞きしたい。苦情になるかどうかわかりませんが、説明を求めてもなかなかその当該の自治体ではよく答えが出ないということは全国的にあるそうですけども、この南部町ではどうでしょうか。この2点についてお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどの亀尾議員の質問の中に、南部町のほうでの対応、相談に来られた方の対応についてということでお尋ねがあったと思いますが、南部町といたしましては、なるべくわからないでお帰りいただくということのないように、誠心誠意説明に努めているというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（青砥日出夫君） もう一つああへんだったかいな。（「還付金」と呼ぶ者あり）還付金だ  
って。

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどのもう1点の質問のところに、この還付がおくれた理由の一つに広域で制度を運営しているからということがあるのではないかとこの質問だったと思いますが、このことにつきましては広域連合でやっていたとしても、町でやっていたとしても同じように、そのためにおくれたということはないと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 質問の前後するんですけども、2番目にお聞きしました説明の対応なんですけど、これは庁内でそういうことがあっても後を引くというようなことがないと、今は解決はきちんとしてるということの確認をしたいと思っております。

それから、もう1点、やっぱり還付の未処理についてはどこがやってもやっぱりこの時期になるわけですか。例えて言うと、全県一本だなくて以前のように町で単独でやっておるということ、保険事業をやってたら、でもやっぱりこういうおくれが出るということなんでしょうか。その点について確認します。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどの最初の質問でございますが、庁内に相談に来ていただいた方につきましては、そのことがわからなくて後を引くというようなことは、今、私のほうでは確認しておりませんので、ないものと思っております。

それから、還付につきましてですけれども、この金額につきましてはケースによっていろいろあります。計算したときにわかるものと、それから特別徴収のようにしばらくしてから判明するというものもございます、ケースによってはいろいろあるということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ちょっとしつこいかもしれませんが、結局、未処理になつてるといふのんだなくて、もっと速やかに還付を受けているという状況もあるわけですか。その点についてお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。ケースによってはもちろん速やかに行つたものもございまして。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 議案第60号、平成25年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認

定について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第61号、平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 監査意見で、滞納に関する審査意見ということで、過年度分の徴収率に関して住宅貸付金1.8%、宅地貸付金2.0%ということで、過年度分の徴収率改善について最大限の努力をされたいというふうに指摘をされているわけですが、この住宅資金貸付事業で現年分もこのグラフにあらわせてもらって見やすくなっていますけれども、毎年決算をすると問題が改善、なかなかしないということで、そのときにはまた新たな努力ということと言われるんだけれども、目に見えた成果が出ないということなんです、その辺をどのように改善、本当に改善するために努力しているという姿をはっきりここで答弁していただきます。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。職員のほうは最大限に毎回毎回徴収に回って努力をしております。ただ、言われるとおり徴収率のほうが上がらないという結果にはなっておりますけれども、職員のほうは非常に頑張って努力をしておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。また、滞納されてる方も分納で払って、毎月少しずつでも払っておられる方がほとんどでありますので、その辺のほうも御理解をいただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 国のこの問題を解決するというので、町長も何回か前のときに、国にも働きかけないけんかなというようなこともおっしゃったように思うんですけども、今、最新の動きとして何か情報を持っておられますか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。基本的に、いわゆる金融機関でもない市町村にこういう金融機関まがいのことをさせたわけですから、最終的な責任は国が負うべきだという主張をずっとしておるわけですが、そのことに主張してはいますが、具体的に例えば一定額を交付税で面倒見るんだとか、そういうぐあいにはまだなっていないということでございます。県を通じて償還事務の補助金があるということです。

新しい貸し付けはもう全然行っておりません、償還事務だけになっております。償還事務も結局、お亡くなりになったり、それから高齢になったりしまして、そういうことを理由にしては

いけんかもわからんですけど、なかなか取り立てというようなことにはならん。滞納額はごらんのとおりでありまして、滞納になっておるといことでございます。これは政府のほうにそういうことを、窮状を訴えて引き続き努力をしていきたいというように思います。

○議長（青砥日出夫君） 議案第62号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私、人口がだんだん減るような状況でもある中、それからただ農集の場合でも公共でもですが、管が引いたからといってますをつくってるんだけど、そこでぼんとつなげば事済むというような、宅内のことからいって相当金額かかるような状況なんですね。そういう状況で、余り接続率もなかなか上がるのが難しい状況であるんですけども、監査の中でも指摘があったんですけども、維持管理の点からいうと、やはりもっと将来的に考えんと、なかなか会計が運営が非常に難しくなるというようなことも指摘があるんですよ。そこで、本町としては何か将来的なことでこれを打開するための方策というもんを持っておられるのでしょうか、その点についてお聞きするんです。町長、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。接続率を上げていくということを命題にしておりまして、担当課のほうで大分御努力もいただいておりますけれども、具体的にはアンケート調査などをして本当にどういうお考えなのか、今後、接続されるお考えはないのかどうなのか、ないならどういう原因なのかというようなアンケート調査をして、はっきりしようということを考えております。そういう実態を今までもやっていただいたわけですけれども、そういう努力を担当課のほうにお願いをしておるところです。それ以上のことは、今のところ変わったことをしたわけではありません。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） どうでしょう、先ほどちょっとちらっと触れたんですけども、将来展望としてここにもあるんですけども、農集と、それから浄化槽ですか、そういうこの連携ということ。つなぐかどうかは別として、そういう方向の考え、指摘があるんですけど、それについて町長としてどのように捉えておられるでしょうか、お聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。経営の合理化のために将来展望に立ち、統合なども含めて、どのような形態が町の将来にふさわしいかを問い直してということが御指摘をいただい

ておるわけでございます。いわゆる合併浄化槽地域ですね、これが極端に低いので、まだ農集や公共と肩を並べるところまで行ってないわけですよ。そういう接続率が一定程度高まってある程度そろってこんど、なかなか統合ということができるのかどうなのか。国は大体こういう特別会計を企業会計にして、独立採算でやれということを言っております、言っているんですよ。水道や病院や公営企業、そういう今、改革やっておりますけれども、そういう姿にどんどんやっていけというようなことを言っておるわけですけど、それをするにしてももうちょっと、3つの処理方法でやっておるわけですが、それらがある程度上がっていかんと、かえって不公平も生じてくるのではないかというような気もいたします。ある程度接続率が上がってくれば新しい統合方式による、いわゆる独立採算でやるそういう料金体系、それから資本費の回収といったようなことも御理解がいただけるのではないかと思うわけですけど、そういうのがまだあんまりないときに統合を先にやってしまいますと、不公平感が出てくるような気もするわけです。そういうことです。

○議長（青砥日出夫君） 25年度の決算認定について、それがないと、その部分がわからないから決算認定できませんよというようなところの質疑をしていただくと非常に助かるわけですが、なかなか難しいようで、どうしても偏った質疑になってるように感じております。そこら辺を踏まえて総括的な質疑ということで、よろしくお願いをしたいと思います。

議案第63号、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第64号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第65号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） なし。質疑はありませんかまで言わんといけんでした。済みません。

議案第66号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの一般会計のときにも意見出させてもらいました。今回、25年度で介護サービス事業特別会計がもう閉鎖してしまいます。今まで旧西伯時代からゆうら



くに取り組んできて、我が家なんか資料なんかこれぐらいあるんですよ。議会もわざわざ時間を一日割いて協議したという経過もありました。そういう意味でいえば、これを閉じるに当たって旧西伯、南部町が取り組んできたこの介護サービスの施設事業について町が立ち上げた福祉法人、ここでも町が立ち上げてきて多くの職員がかかわってしてきたんですよ。その総括をこの会計を閉じるに当たって出していただきたいというのが要求なんですけど、どうでしょうか。

（「質疑」と呼ぶ者あり）出してくださいということ。（発言する者あり）どうでしょうかと聞いているやん。（「質疑じゃないでしょう」と呼ぶ者あり）どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 皆さん、要りますか。（「要らん」と呼ぶ者あり）要らない。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長、それはない。それやったら議員が質疑する意味がないじゃないですか。

○議長（青砥日出夫君） 私が決められんから聞いたわけです。

○議員（13番 真壁 容子君） だから、聞いている。どうですかというのを聞いてます。（「答えるの、執行部」「執行部」と呼ぶ者あり）それはない。

○議長（青砥日出夫君） どうですか。（「出すべきだ」と呼ぶ者あり）

○議員（13番 真壁 容子君） 町がやってきた仕事ですよ。ちゃんと総括しましょう。求めておきます。

○議長（青砥日出夫君） はい。次、行きます。（「返事がないってことは、そう思う」と呼ぶ者あり）

議案第67号、平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これも同じです。南部町建設残土処分事業というのは、旧会見時代に取り組んできた残土処分場だと思うんですよ。これについていえば、私は平成16年になってからしかわからないんですけども、それ以前に町財政に随分貢献をしてきた事業だということですね。これも閉じるに当たっては、教訓と課題というのを明らかにしておく必要があると思いますので、その総括を出していただきたい。何でかというのと、取り組んできた年度の決算で、一体どれぐらいの仕事の量をして会計に繰り出してきたのか、経過があるわけですね。それをこの決算を閉じるに当たって求めたいと思うのですが、いかがでしょうか。勉強させてください。返事がなかったら出すということだと思います。（「なし」「議長、そういう意見もあったということでもいいじゃないですか。続けてください」と呼ぶ者あり）出していただきたい。（「続けて

ください」「なし」「出すべきだ」と呼ぶ者あり) 委員会で求めますよ。

○議長(青砥日出夫君) 続きまして、議案第68号、平成25年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありませんか。

5番、植田均君。

○議員(5番 植田 均君) この水道会計の決算ですけれども、新しい決算の仕方に会計の変更といいますか、それで、新たに附属資料としてキャッシュ・フローの計算書というものがつくられるはずですよ。最終的にキャッシュとして幾ら残っているのか。資料は後で提出していただきたいんですけど、今ここで答えていただきたいのはそのキャッシュが幾らあるのかということです。

それから、2つ目には、赤谷の災害復旧工事に起債を410万円起こしてますよね。これは一般会計から、災害復旧ですので総務省の認めた繰り出し基準に照らせば、一般会計から繰り出すことができる性質のものでなかったでしょうかということについてお答えをお願いします。

○議長(青砥日出夫君) 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長(仲田磨理子君) 上下水道課長でございます。キャッシュフローは26年度からつけるようになっておりますので、当初予算からつけておりますが、今現在の現金預金ということになりますと8月末ですか、ということです。ちょっと今、資料を持っておりませんので、委員会をお願いしたいと思います。

災害復旧の起債につきましては……(発言する者あり)簡易水道で借りることができる起債ということで、後で入ってきますか。(「入る」と呼ぶ者あり)一般会計のほうから入れていただくという形になっていると思います。

○議長(青砥日出夫君) 5番、植田均君。

○議員(5番 植田 均君) ことしの26年度の補正で646万5,000円、一般会計から繰り入れるというのは……。

○議長(青砥日出夫君) 予算。(「今、25年度決算」と呼ぶ者あり)

○議員(5番 植田 均君) いやいや、さっきの言われたから……。そうか、違うんか。(発言する者あり)違うわけですね。ということは、じゃあもとに戻りますけども、どういうことですか。(「それ総括的でもないと思う」と呼ぶ者あり)いやいやいや、繰り出し基準に……(発言する者あり)出せるんじゃないかということについて聞いてるんですよ。(発言する者あり)

○議長(青砥日出夫君) 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長(仲田磨理子君) 上下水道課長でございます。一般会計からの繰り入れにつま

しては詳細調べまして、また委員会のほうで御説明したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 水道会計、1点。

本会議で示していただきたい。2ページのいわゆる資本的収入額が資本的支出額に不足する額で、内部留保資金で補填すると書いてあります。その残は幾らでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。内部留保資金は、今現在ないという、少なくなっているということでございますので……（発言する者あり）また詳しい数字につきましては委員会のほうでお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第69号、平成25年度南部町病院事業会計資本剰余金の処分について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第70号、平成25年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 管理者は委員会に来られるので、開設者である町長に意見を聞いておきます。今回、入院の患者がすごく減ってきた。入院患者が減ったんですよね、決算で。人口も減になります。いわゆる患者確保という点から見て地域に根差した病院であるには、一定の方に利用していただかなければなかなか成り立っていきません。今回の利用減ですね、いわゆる病院の入院患者が減ったという点と、この対策について、町の全体的な計画としてどのような施策をとるべきだというふうに町長は考えておられますか。

○議長（青砥日出夫君） 病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 病院事務部長でございます。入院の患者数の減の要因、あるいは対策ということでございますけれども、本院のほうで入院患者数の減につきましては、真壁議員さんも先ほどおっしゃいましたけれども、人口の減による要因もあると思われま。それと、報告書のほうにも若干触れておりますけれども、特に精神科の患者数が平成25年度におきましては減少が著しく、回復の傾向が見られなかったという状況の中では病院のほうでは、いわゆる1,000日超えといえますか、長期にわたるいわゆる療養の患者数、患者の皆様がお亡くなり

になった状況があったということがございました。その部分が精神の患者の皆様方のお薬もよくなったというような状況もありながら、入院患者の入れかえといいますか、確保といいますか、そういうものに25年度はつながっていない状況があったということでございます。しかしながら、西伯病院の特徴でございますけれども、一般科と精神科をあわせ持つ病院ということでございますので、平成26年度の新年度に入りましては、いわゆる合併症の患者の皆様方が病病連携の部分も含めて本院のほうに入院をしてきていらっしゃる状況もあって、今現在は回復をしている状況ということでございます。したがって、これからの対策ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、本院のそういう特性を生かして病病連携、あるいは病診連携の中で、町内の診療所の先生方も含めて連携をとりながら入院患者数の確保、あるいは住民の皆さんの健康に安全・安心な医療の提供を行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 担当課がお答えになったので、私、こういうの時間の無駄やと思うんですよ、委員会で聞きますから。町長に聞いてるんですよ。なぜかという、今回のベッドが入院患者数が減ったということは、国は9万床を減らそうと言っているんですよ。県も実績に基づいてベッド数決めてくる可能性もあるから聞いてるんですよ。この事態が、いわゆる医療費を減らすためにベッド数を減らそうと思ってますからね。そういう意味でいえば、地域の病院として存続させていくために、私は首長として働きかけなければならないことがあるのではないかと、という答弁を聞いたかったですから言っている。町長、いかがですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。開設者としては、地域の病院として地域住民の皆様には不足ないように医療が提供できれば、高度な医療がちゃんと提供できればこれにこしたことはないというように思っております。

もうちょっと違った観点から言いますと、今、南部町がいろいろ進めております子育て支援だとか、あるいは定住対策だとか、さまざまな企業誘致だとかいう、いろんなことに全部病院がかかわってくるわけです。内閣府が調査をしております。農山漁村に関する調査をして、そのうちのたしか7割ぐらいは病院があることということを言っております。都市部の方がこっちに来るのに。ですから、そういう医療が非常にウエートが高いと、どこの町を選ぶかいうときに医療が高い。

それから、もう一つは、企業誘致なんかしたときに労働災害なんか起きたと。やっぱり医療

がないと緊急な対応が難しいのではないかなというようなことから、医療の充実したところを基本的には選ぶと、労使交渉の中でもそういう話がなされるというぐあいに聞いておりました、いろんな面でこの影響といたしましょうか、効果というのをはかり知れんもんがあるだろうというように思っております。私は、まちづくりの中で西伯病院というものを非常に大切な機能というぐあいに位置づけて、運営はしっかりやってもらわないけんわけですけれども、そういう気持ちで支援をしておるとのこと。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 病院事業管理者です。先ほどの患者数が減ったという御指摘をいただいておりますが、先ほども中前部長のほうでも説明いたしましたとおり、ことしに入りましたから大体病床利用率が85%ぐらい前後では推移しておりますので、今まで進めております、とにかく地域の皆さんの安心・安全、これに努めることが一番ではないかなというふうに思っておりますので、若干24年並みには来ませんが、八十五、六%を維持していけば大丈夫かなというふうに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 議案第71号、平成25年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第72号、南部町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、質疑ありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この空き家という対策は、近隣で私の近所にも実際ありまして、住民からいろいろとどうするのかという対策を求められています。それで、私が大事だなと思うのは、この助言、指導というところで、持っておられる方も本当はきちんと片づけたいという気持ちは持っておられるけども、それがいろんな都合でできずにおられるということに対して、適切な……（「一般質問か」と呼ぶ者あり）助言……（「一般質問しちょうなあ」と呼ぶ者あり）助言や指導を……。

○議長（青砥日出夫君） 三嶋議員がしちょうなあで、一般質問で。

○議員（5番 植田 均君） いや……（「本人がしちょうなあ」「一般質問」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） そげか。（「一般質問でしろや」「一般質問しとうなあだろう、次行って」と呼ぶ者あり）きのうやりましたで終わるで。

○議員（5番 植田 均君） いや……。

○議長（青砥日出夫君） もう答えましたってことになあで。（発言する者あり）（「次、行かい」「次、行こう」と呼ぶ者あり）

議案第73号、南部町の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、質疑ありませんか。

真壁議員。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員会で聞きます。求めておきたいのは、73号がこれを条例制定することによって企業誘致がどのように前に進んで、町にとってメリットがあるかということについて資料を出してほしい。具体的にはどのような計画があって、例えば雇用人数等もふえるような可能性があるのかということも資料として求めますので、よろしく願いいたします。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 議案第74号、南部町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第75号、南部町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第76号、南部町社会教育委員に関する条例の一部改正について、質疑ありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この改正は、国の法律の改正に伴ったというふうに説明されていますけれども、実際に今ある条例と条がずれてるだけという認識なんではないでしょうか。それとも、私は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革、これがこの法律の狙いなんだろうと思うんですけども、その法律の狙っているところは何なのかということをお聞きしたいんです。

○議長（青砥日出夫君） よくわかりました、そういう質問は。（「書いてある」「ないですね」「これを狙えないけんということだ」「うそうそ、そうじゃない。それはもう……」「だけん、条ずれじゃないでしょ、これ」「条ずれです。だけど……」と呼ぶ者あり）

教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。社会教育法の第15条で、今まで委嘱の基準が定められていたものが削られたわけですよ。それぞれの地方公共団体の条例で委嘱の基準をつくってくださいよというところで、今回一部改正の御提案をさせていただいておりますので、

よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） いやいや、私が聞いているのは、国の法律の狙っていること。（発言する者あり）地域の自主性及び自立性を高めるという目的を実際にはどういうふうに見現化しようとしているのかということの法律の狙いなんですよ。言ってる意味がわかってもらえんでしょうか。（「わかる、わかる」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） これから考え……（「植田議員、委員会だわ」「これは委員会」「委員会で答弁しないや」「植田議員、委員会で話ししないや」と呼ぶ者あり）

○議員（5番 植田 均君） いいですよ、別に。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 次、行きます。

議案第77号、南部町保育所条例の一部改正について、質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この保育所条例の中に保育料のところが出てきます。わかりやすかったのは新旧対照表を見ればわかりやすいんですけども、町長にお聞きしたいのは、前回までは法第24条第1項というのは、保育に欠ける者を市町村が保育しなきゃならないというところのことを言っているんですよね。そこは費用について、保育料については費用の範囲内でしなさいよと。どういうことかということ、保育料を設定してもうけたらいけんわけですよ。今回の認定こども園や子育て支援新制度はどう言われてるかということ、保育園の介護保険版だと言われているわけですよ。心配しておりますのは、認定こども園にすることによって市場開放等になって負担増が来ることを懸念しているものですから、町長にお聞きしておきますが、どうして今回の保育料の第4条のところには町長が別に定めて徴収するというふうになっていて、前回の保育料のように費用の範囲内においてという言葉を使わないのか。これ恐らく、もしかしたら国から来た分を出されると思うんですが、ここだと思いませんか。第24条の第1項であろうと、第24条第2項であろうと、保育料の設定の仕方は費用の範囲内とするのが今までの現行水準を保つという点でいえば正しいのではないかと思います、町長、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。そこまで深読みをする能力がなくて考えておりませんでした。（発言する者あり）また勉強して答弁もさせていただきますけれども、私は、基本的に基準が所得税額から町県民税の税額に変わったということですから、当然、変わると思います。上がる人もあれば下がる人もあるだろうと思いますけれども、総体的に今、いろいろ施策として

保育料の軽減策をやっておるわけですから、そういうことを逸脱するようなことにならないようにはしたいというように考えております。

○議長（青砥日出夫君） 議案第78号、南部町自然休養村管理センター緑水園条例の一部改正について、質疑はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これ、条例についての改編なんですけども、1つは、私が思うのは結局、部屋を区切って料金もあわせて変えるということなんですけども、そのことについてなんですけども、結局は、いわゆる決算というか報告が出てますね、緑水園の管理の報告が出てます。それで、これをやることによって経営が向上するのかなのか、それを見込んでやっておられるのかなのか、まずそのことについてお聞きします。その狙い。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。これはこのことで直ちにそういうメリットがあるというふうには思っておりません。あくまでも現状の建物に合っていない条例だったということです、それを直す。極端に言ったら名称が旧来のものだったのを今の名称に直すというだけのことでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私が聞きたいのは、これによって回転がよくなる。つまり、集客も上がるということを見込んでやっておられるのかなのかということをお聞きです。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 先ほども申しましたけども、それで直ちにそういうメリットがあるというふうには思っておりません。

○議長（青砥日出夫君） 議案第79号、南部町緑水湖湖面利用施設条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第80号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 1点なんですけども、合併記念事業について、補正前が2,820万1,000円で、今回73万9,000円ですけれども、この73万9,000円の補正は表彰する人数がふえたということでわかるんですけども、もとの、当初、ゆずのコンサートと言



っておられたと思いますけども、これというのはどうなったんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。当初の10周年記念音楽祭ということで予定をしておるところですけれども、当初の開催の内容で実行するという事は非常に正直難航しておりまして、費用対効果等も勘案をいたしましてこの事業執行のあり方を整理をいたしまして、次の12月定例会に向けて御提案をしたいというふうに考えております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 補正予算の16ページ、個別では申しわけないんですけども、いわゆる上水道事業費の高料金対策というのは、私の思い間違いじゃなかったら申しわけないんですけども、負担金補助及び交付金646万5,000円、高料金対策で繰り上げ基準に該当したと言ったんですよ、これ初めて聞いたんですよ。町長、この繰り上げ基準に簡水が該当するということは、かなりの住民負担が大変になったから高料金対策するんだというふうに認識してるんですけど、町長、どう考えていますか。簡水のところが高料金対策の繰り出し基準になったということは、かなり経費がかかってくるということの国の基準に合ったということじゃないかと思うんですね。その点についてどう考えてるかということと、これは町長が言っている繰り出し基準にひっかかるということは、当然、交付税算入があるわけですよ。だから、当然しないといけないと思うんです。この現状について、どう考えてるかというのをちょっとお聞きしておきます。この繰り出し基準ですよ。そうですね、はい。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。繰り出し基準の中で高料金対策というのは、ずっと以前から基準の中にあるわけです。だけど、該当ならなかったと。該当ならなかったけれども、26年度において通知があって、毎年繰り出し基準の通知がありますから。その通知によって該当になるということが判明したということで、今回出しているわけです。高料金対策ですから、料金が高いというぐあいに理解しております。（「もっと複雑やろ。すごく高い料金だから、基準にひっかかったということですね。そういうふうに考えてよいんですね。そう書いてあった」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 次、行きます。（「まだ繰り出し基準、話してもらいますからね、委員会で」「ちょっこい答えて」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。繰り出し基準の中で、地域が自然

条件とか悪い、やっぱり簡水地域なんですけども、その中で資本費が高い、料金が低いということとで該当になるようになるんですけども、それまで毎年調査はありまして、2年前の料金で計算するようになっていきます。24年度の料金が今回26年度の高料金対策に該当になったということとで繰り出しをお願いしております。今回26年度で簡水の料金は上水と一緒にしましたので、今度また基準には合わなくなってくるんじゃないかなという計算はしておりますけども……（「今年度もひっかかるかもわからんということやね」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私、この10周年記念のことで聞くんですけども、結局、今回……（発言する者あり）何、何ですか。（発言する者あり）（「やじは無視、無視、亀尾さん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）しょうもないブレーキかけるな。（「個別」と呼ぶ者あり）しょうもないブレーキかけないでください。10周年記念で聞くんですけども、これは増額になったのは、結局、報償費も含んでいるんだないかと思うんですけども、これは表彰記念品として75個上がっておりますね。これはどういう範囲でやっておられるのかということをもっとお聞きするんですが。（「総括的……」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） それは個別だで。そりゃ深んなあよ、そげなこと言っちゃ、終わあへんで。（「個別なことは委員会で言ってください」と呼ぶ者あり）

○議員（12番 亀尾 共三君） いやいや、ちょっと町長の考え、聞きたいんですよ。なぜかといいますと、私も実は案内が来ました。表彰の範囲だと思んですけど、記念品があるかどうかは別なんですけど。（発言する者あり）私は、考えとしては議員というのは月々の報酬でやってるわけなんですよ、町の発展のために。それで、そうでなくて報酬もなく本当にボランティア精神で10周年記念して表彰するというような話は別なんですけども、報酬をもらってる中で表彰を出すというのは、これはどういう考えなのか、私はなかなか理解できんのでね……（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 基準がああだがん。基準を教えられ、基準を。

○議員（12番 亀尾 共三君） お聞きします、町長に。（「表彰して……」と呼ぶ者あり）町長に聞いているんだ。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。この表彰につきましては、表彰審議会のほうで諮らせていただいております。町にあります表彰規定の中で第何号表彰とありますから、その中で議員さんについても12年以上の方については表彰の該当になると。これは辞退される分

については、私はどうのこうのと言えないわけですが、こちらのほうとして表彰規定にのっとりまして行ってるということでございます。非常にボランティア活動をしていただいている方が多くございまして、その方で今回の表彰審議会の中で当初の予定よりもやっぱりこの人も挙げていただきたいということがありましたものですから、今回ふえてるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 辞退もできるわけか。（「辞退はできいわい。本人のあれだ」と呼ぶ者あり）うん。（「進行、進行」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。表彰の該当者を選ばせていただいておりますので、辞退される方についてはそれをとめる規定はございませんので、辞退はできると思っております。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 議案第81号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第82号、平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第83号、平成26年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第84号、町道路線の認定について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第85号、町道路線の変更について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第86号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、来週16日は定刻より本会議を持ちまして、一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いをいたします。御苦労さんでした。

午後7時34分散会

---